

**第二期 真室川町
子ども・子育て支援事業計画**

令和2年3月

山形県真室川町

はじめに



全国的な課題である少子高齢化、地域のつながりの希薄化、核家族化や子育て家庭の共働きの増加など、生活形態の多様化等により子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化しています。このことから、家庭は教育の原点であり出発点であることを踏まえ、子ども・子育て支援は様々な環境の変化等に配慮し、事業を総合的・計画的に実現していくこととされています。

本町においても出生率の低下による人口減は喫緊の課題となっています。子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、地域における子育て支援の需要が高くなっており、子育てに対する不安や負担の軽減に努め、子どもたちが健やかに成長するよう、妊娠・出産・育児から子育てまで「切れ目ない支援」を行う必要があります。

本計画において、「安心して子どもを産み、子育てに夢をもてるまちづくり」を基本理念に、「地域における子育て支援」「母と子の健康を守る環境づくり」「子ども心身の健やかな成長のための環境づくり」「子育てを支援する生活環境づくり」という諸課題に対処していくため、子育てしやすい環境の整備と子育て支援、教育・人づくりの充実を図り、町民が主役の「温かく元気な笑顔あふれるまち」「生きがいを感じ、幸せを感じられるまち」を目指してまいります。

最後に、計画の策定にご協力いただきました「真室川町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査のご協力いただきました町民の皆様や貴重なご意見を賜りました町民の皆様に、厚く御礼申しあげます。

令和2年3月

真室川町長 新田 隆治

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	4
4. ニーズ調査の実施について	5
第2章 町の子ども・子育てを取り巻く現状	15
1. 人口・世帯数の推移	17
2. 出生の動向	22
3. 婚姻・離婚の状況	24
4. 就労の状況	26
5. 教育・保育施設の状況	29
6. 地域の子育て支援の状況	31
7. 第一期計画の経過と評価	33
第3章 計画の基本的な考え方	45
1. 基本理念	47
2. 施策の基本的な方向性	47
3. 基本目標	49
第4章 施策の展開	51
I. 第二期計画 重点施策	53
II. 第二期計画 施策の展開	55
1. 地域における子育て支援	55
2. 母と子の健康を守る環境づくり	59
3. 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり	61
4. 子育てを支援する生活環境づくり	63
第5章 子ども・子育て支援事業	65
1. 教育・保育提供区域の設定	67
2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	67
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	69
4. 教育・保育の一体的提供の推進	73
5. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上について	73
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	73
第6章 新・放課後子ども総合プランに基づく真室川町行動計画	75
第7章 計画の推進	79
1. 計画の推進体制及び進捗管理	81
2. 計画の周知及び広報活動	81

第1章 計画策定にあたって

● この章の概略 ●

	<p>1. 計画策定の背景と趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 第一期に続き第二期の子ども・子育て支援事業計画を策定します。 ◇ 子ども・子育てをめぐるは種々の課題があり、この解決を目指します。
<p>2. 計画の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 子ども・子育て支援法に定めた町の計画です。 ◇ 町の総合計画をはじめとする各種計画と調和を図ります。 	
	<p>3. 計画の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 第一期 平成27年度～令和元年度 ◇ 第二期 令和2年度～令和6年度
<p>4. ニーズ調査の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 平成31年1月に「真室川町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」を実施し、保護者等のご意見を聞きました。その概略を報告します。 	

1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われてしています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においてはこれまで、エンゼルプラン（平成6年）をはじめとした次世代育成支援対策推進法（平成15年）など少子化対策を推進してきましたが、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、平成30年時点で1.42と依然低い数値で推移しています。

このような状況下で、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連三法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まりました。加えて、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が10年間延長され、地方公共団体および企業における子育て環境の整備の取組および行動計画の策定を継続していくことが規定されています。

これらの法に基づき、町は平成27年3月に、今後とも安心して子どもを産み育てていける環境づくり、真室川町にふさわしい子育て支援策を総合的に推進する「真室川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めてきました。また、平成29年度には、本計画期間の中間年度を迎えるにあたり、策定後の人口動向や保育需要、事業実績などを踏まえ、中間の見直しを行っています。

さらに、国においては、平成29年6月には自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための「子育て安心プラン」、平成30年9月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、全ての小学生の安全・安心な居場所の確保を図るための目標が設定されました。

また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげるのが狙いの幼児教育の無償化が、令和元年10月から始まりました。

「第二期真室川町子ども・子育て支援事業計画」は、第一期の進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、国の法や方針に基づいて策定されました。

2 計画の位置づけ

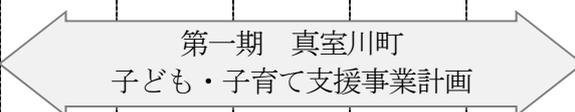
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、また、国の「放課後子ども総合プラン」による真室川町放課後子ども総合プランの改定等を盛り込んだ計画とします。

本計画の策定にあたっては、「真室川町総合計画」を始め、「ヘルシースマイル真室川21計画」「真室川町障がい児福祉計画」「真室川町教育振興計画」その他、関連する個別計画と調和を図りながら策定しています。

本計画は、本町の地域の実情に即した子育て支援を総合的かつ具体的に推進するための指針として位置づけます。

3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法の定めにより、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
 第一期 真室川町 子ども・子育て支援事業計画									
				策定	 第二期 真室川町 子ども・子育て支援事業計画				

4 ニーズ調査の実施について

(1) 調査の概要

本計画の基礎資料とするため、平成31年1月に「真室川町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」を実施しました。

これにより、子育て家庭の現状と教育・保育及び地域の子育て支援に対するニーズ量（現在の利用状況と今後の利用希望）を把握しています。

【調査の概要】

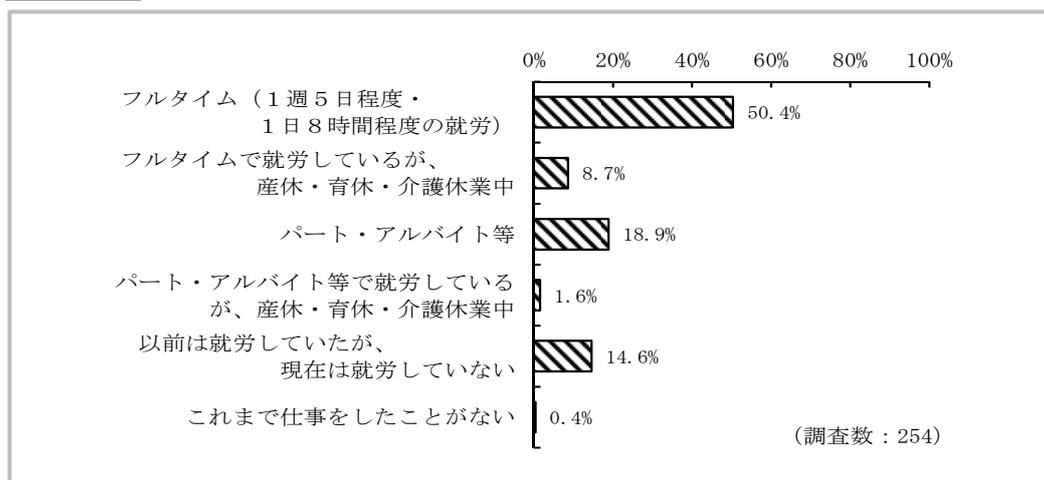
対象者	就学前児童の保護者	小学校児童の保護者
配布数	320名	298名
回収数	255名	268名
回収率	79.7%	89.9%
調査方法	保育所・こども園を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収	小学校を通じた配布・回収
調査時間	平成31年1月上旬～1月下旬	

(2) ニーズ調査結果の概要

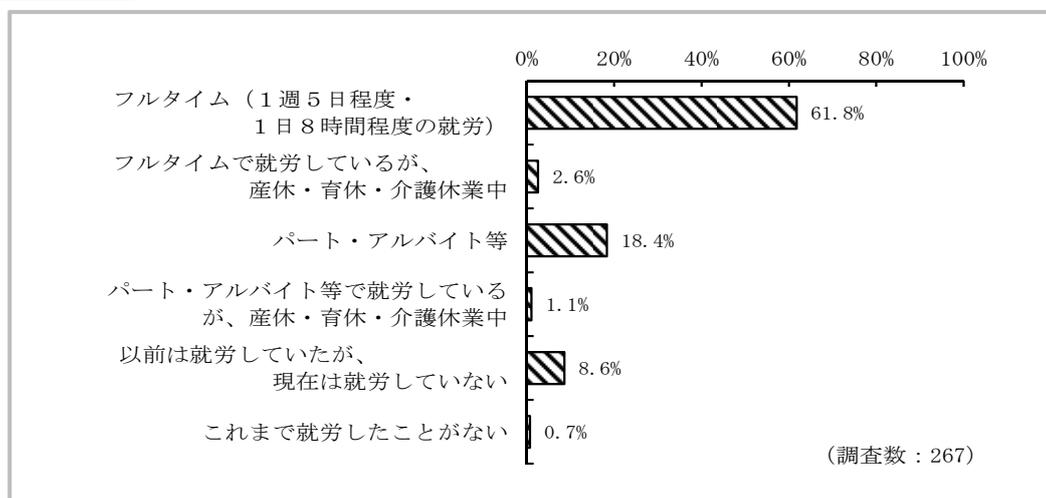
① 母親の就労状況

(単一解答)

就学前児童 (単位：%、無回答5.4%)



小学校児童 (単位：%、無回答6.8%)

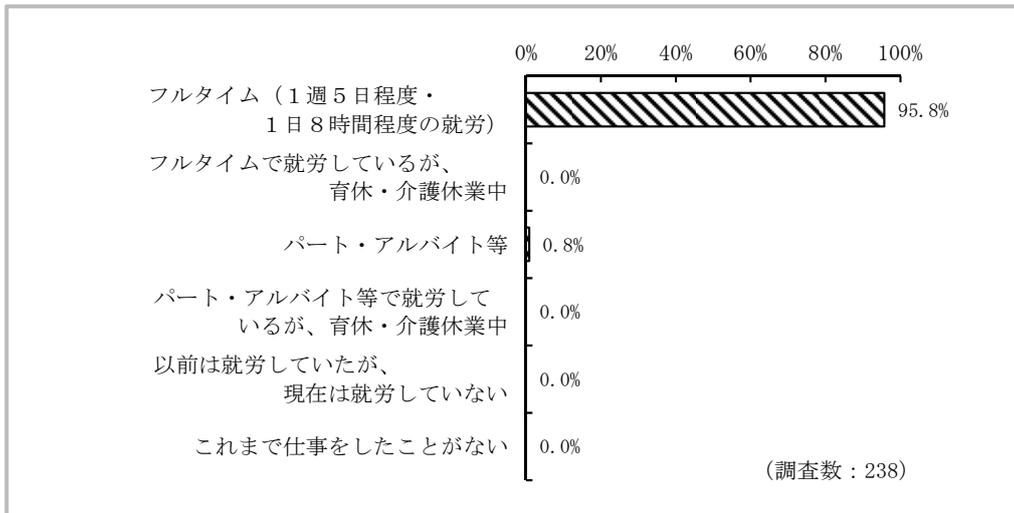


就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイムで就労中」が50.4%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労中」が18.9%となっています。小学校児童の母親でも、「フルタイムで就労中」が61.8%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労中」が18.4%となっています。

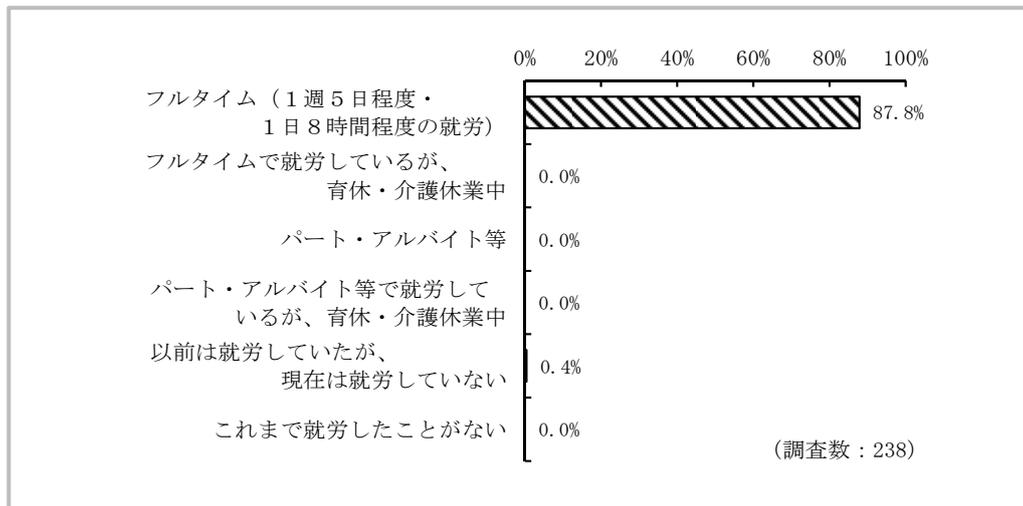
② 父親の就労状況

(単一回答)

就学前児童 (単位：%、無回答 3.4%)



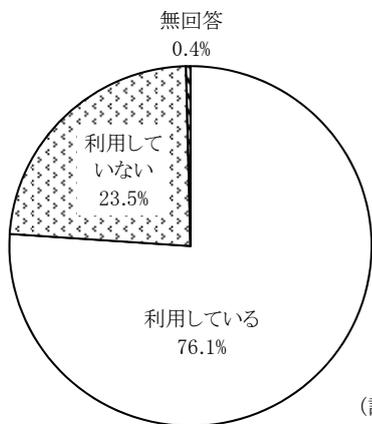
小学生児童 (単位：%、無回答 11.8%)



父親の就労状況は、就学前児童・小学校児童のいずれも「フルタイムで就労中」が最も多くなっています。

③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

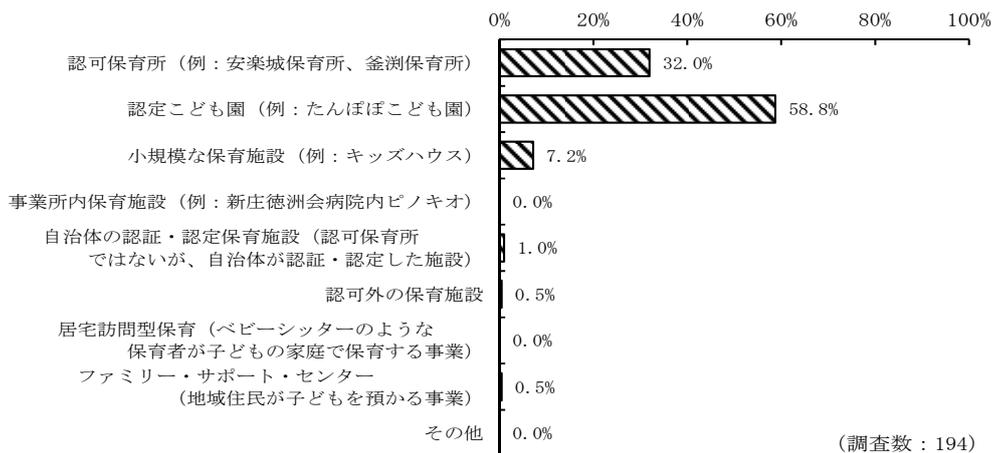
(単一回答)



現在の定期的な教育・保育事業の利用状況では、「利用している」が76.1%、「利用していない」が23.5%となっています。

(調査数 :

④ 平日に利用している定期的な教育・保育事業



(調査数 : 194)

(複数回答)

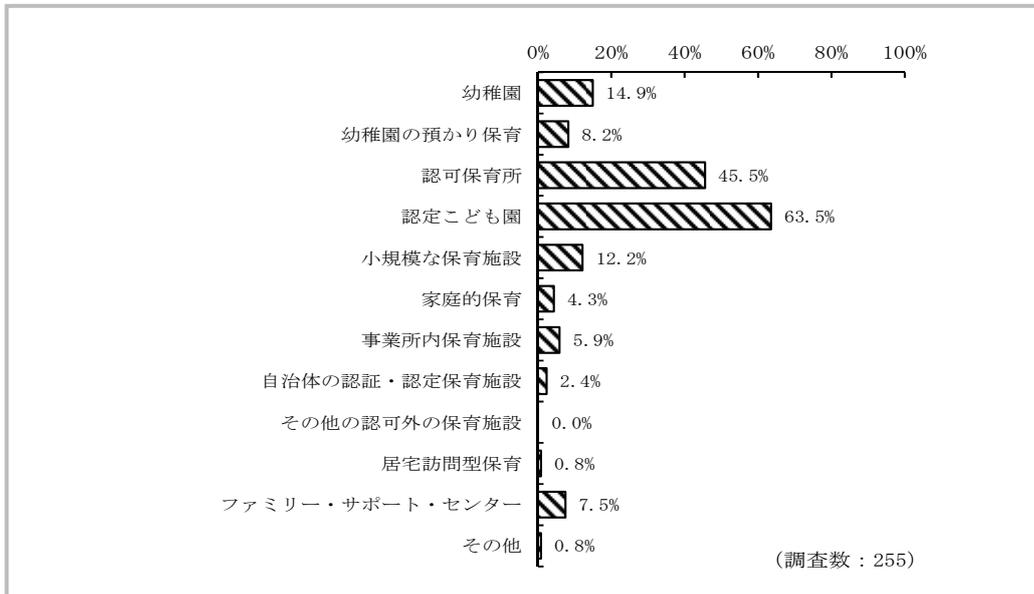
「平日の定期的な教育・保育事業」の利用のうち「認定こども園」が58.8%、「認可保育所」が32.0%と、この2つの利用割合が高くなっています。

⑤ 現在利用している教育・保育事業の場所

(単一回答)

場所	割合
真室川町内	97.9%
他の市町村	1.5%
無回答	0.6%

⑥ 現在の利用の有無にかかわらず、平日に利用したい定期的な教育・保育事業

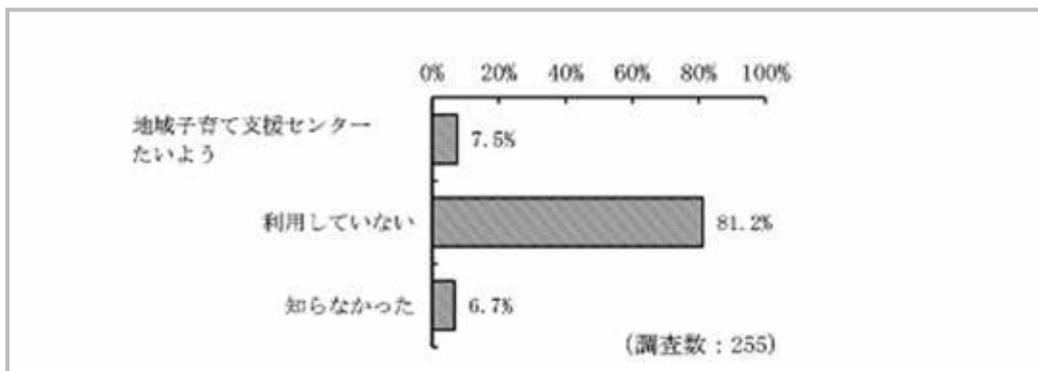


(複数回答)

「平日に利用したい定期的な教育・保育事業」は、「認定こども園」が63.5%と最も多く、次いで「認可保育所」45.5%、「幼稚園」14.9%、「小規模な保育施設」12.2%の順となっています。

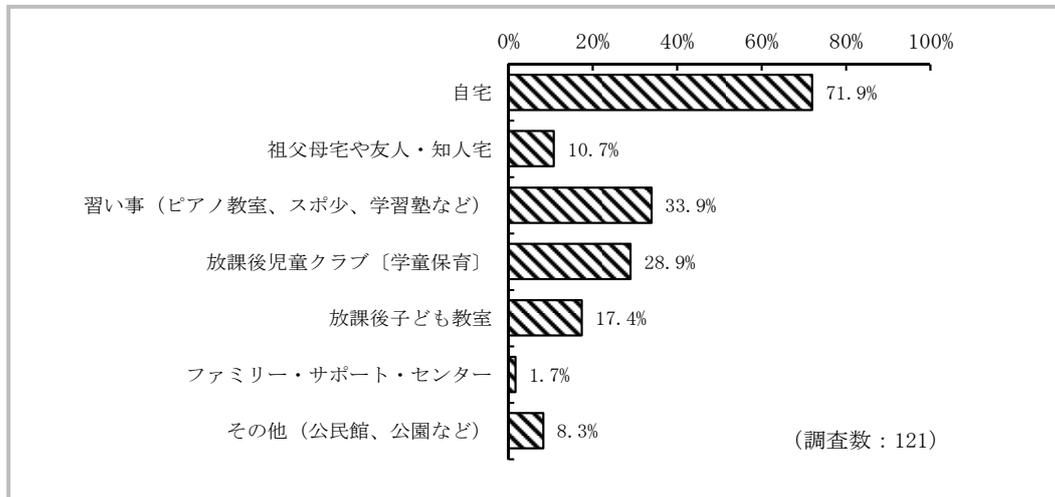
⑦ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

(複数回答)

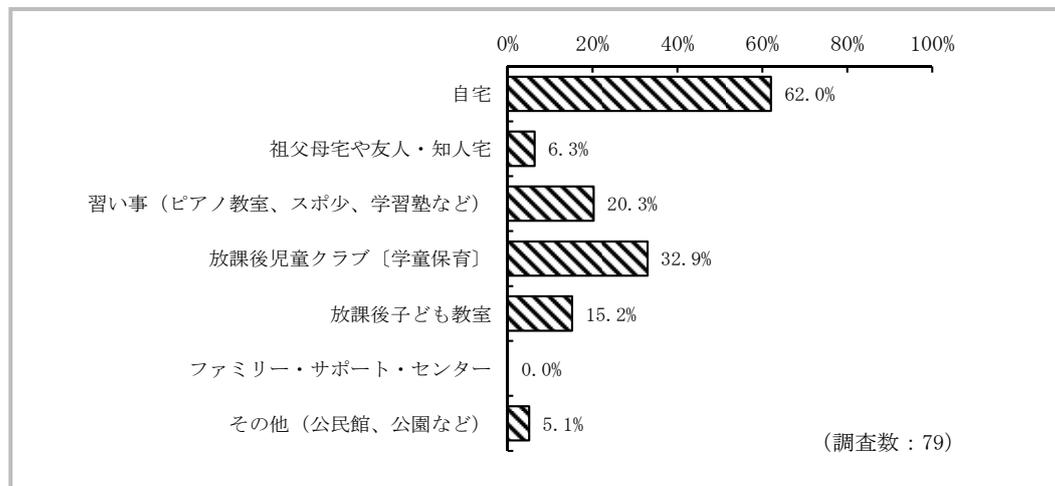


⑧ 放課後の時間を過ごさせたい場所（小学校1～3年生時）

就学前児童



小学校児童

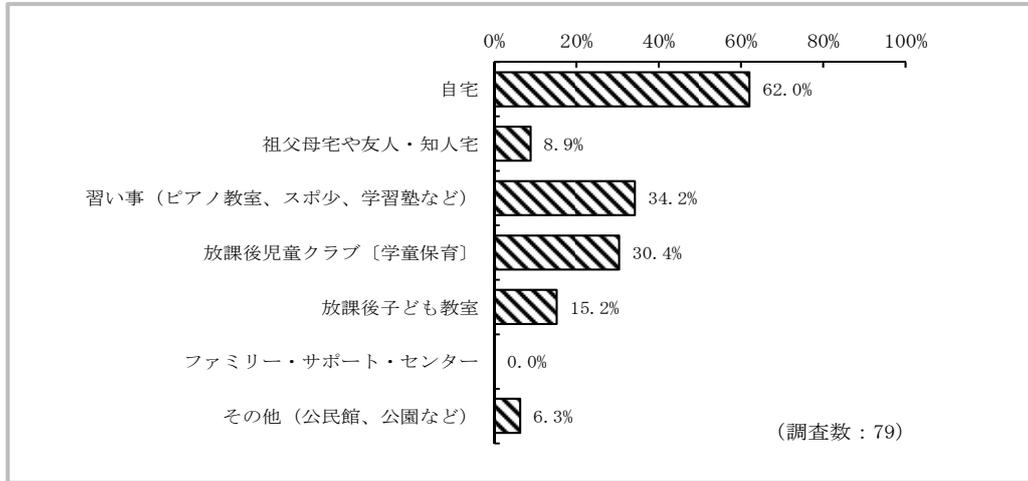


(複数回答)

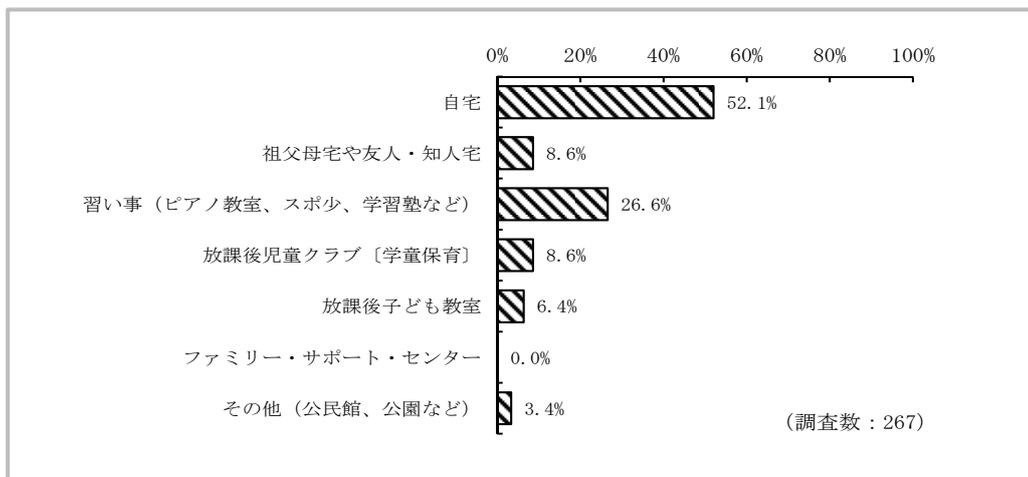
「放課後の時間を過ごさせたい場所（小学校低学年時）」は、就学前児童、小学校児童のいずれも「自宅」が最も多く、次いで多いのは、就学前児童では「習い事」「放課後児童クラブ」、小学校児童では「放課後児童クラブ」「習い事」の順となっています。その後は、両者とも、「放課後子ども教室」、「祖父母宅や友人・知人宅」と続きます。

⑨ 放課後の時間を過ごさせたい場所（小学校4～6年生時）

就学前児童



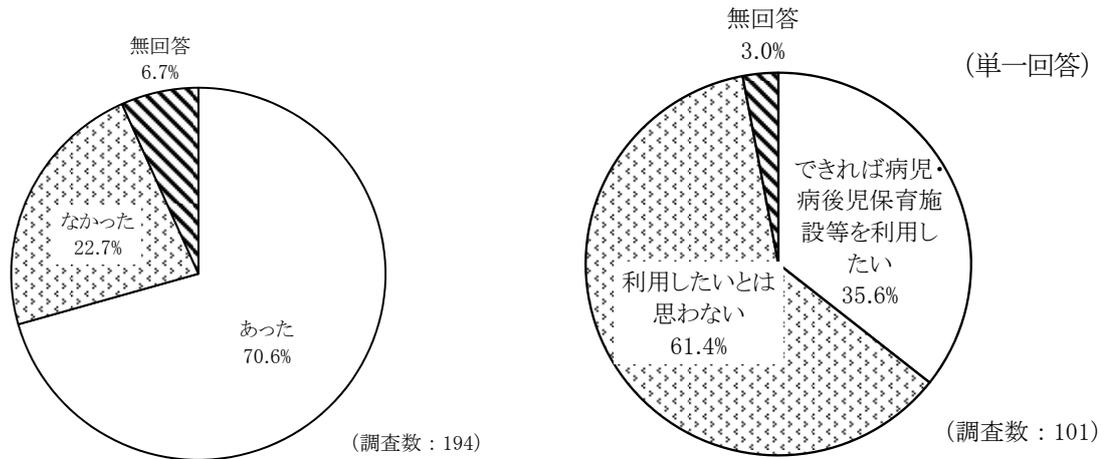
小学校児童



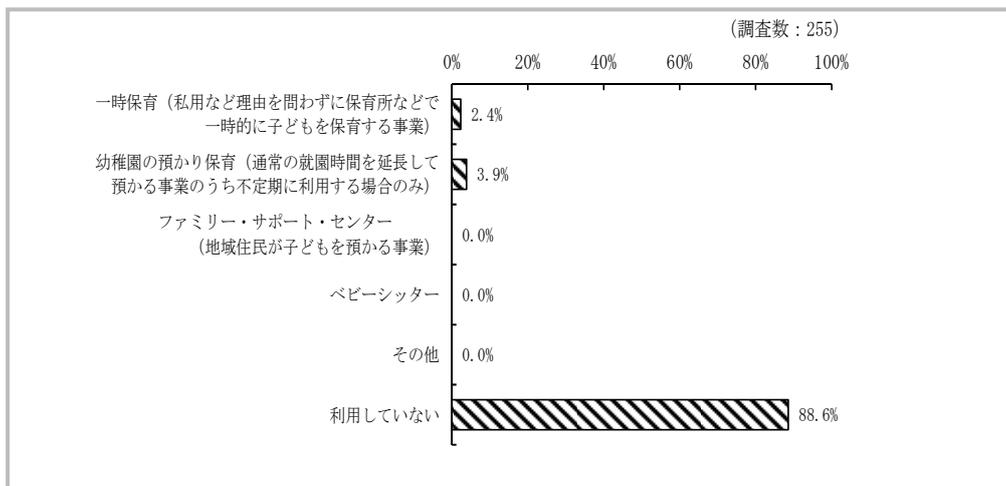
(複数回答)

「放課後の時間を過ごさせたい場所（小学校高学年時）」は、低学年時と同様に就学前児童、小学校児童のいずれも「自宅」が最も多く、就学前児童では、次いで「習い事」が34.2%、「放課後子ども教室」30.4%の順となっており、小学校児童では、次いで「習い事」が26.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」及び「放課後児童クラブ」8.6%の順となっています。

⑩病気やケガで通常の利用ができなかった ⑪病気やケガの時の保育施設等の利用希望



⑫ 私用等の目的で利用している不定期の教育・保育事業

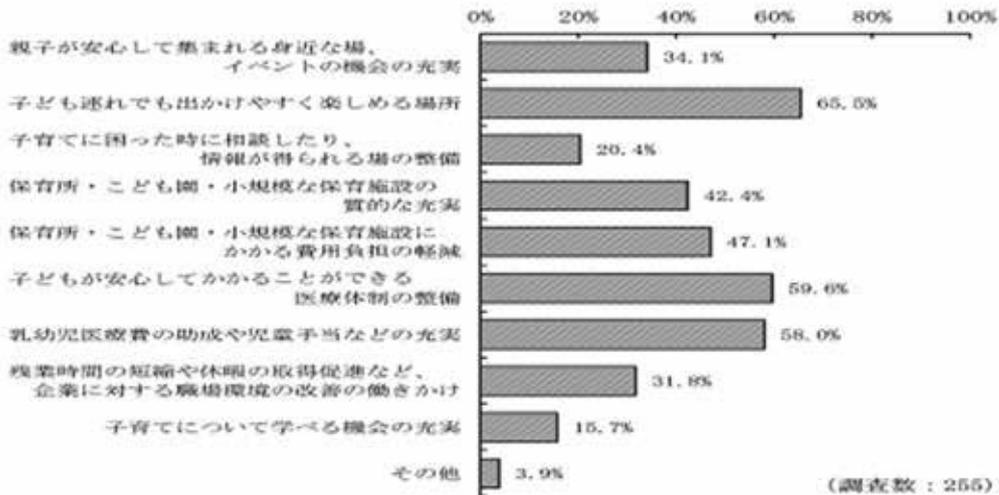


(複数回答)

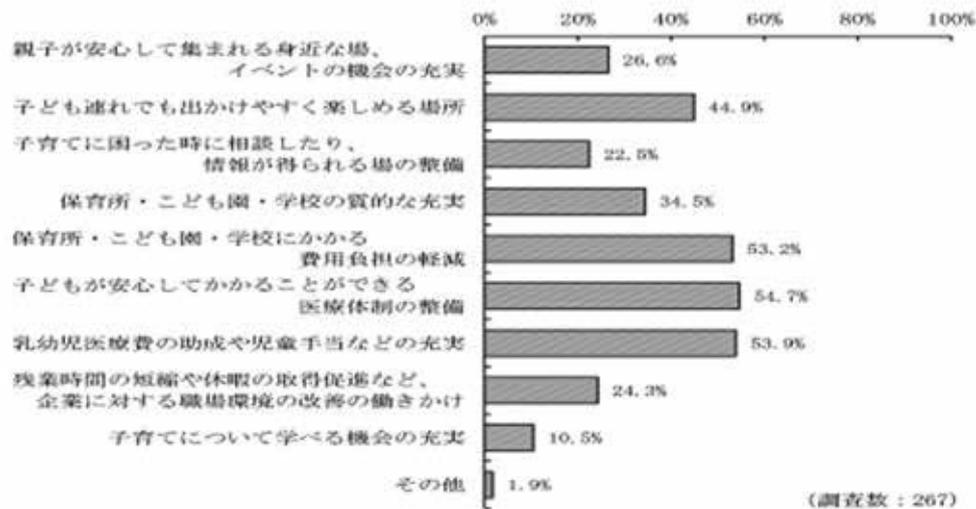
「私用等の目的で利用している不定期の教育・保育事業」では、利用している事業が多いのは「幼稚園の預かり保育」3.9%、「一時保育」2.4%ですが、「利用していない」が最も多く88.6%となっています。

⑬ 町に対してどのような子育ての支援の充実を期待するか

就学前児童



小学校児童



就学前児童では、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所」「子どもが安心してかかることができる医療体制の整備」「乳幼児医療費の助成や児童手当などの充実」の順となりました。小学校児童では、「子どもが安心してかかることができる医療体制の整備」「乳幼児医療費の助成や児童手当などの充実」「保育所・こども園・学校にかかる費用負担の軽減」と続きました。

第2章 町の子ども・子育てを取り巻く現状

● この章の概略 ●

	<p>1. 人口・世帯数の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少しています。 ◇ 今後も人口減少の推計がなされています。 ◇ 核家族化が進み、単身世帯が増加傾向です。
<p>2. 出生の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 例年死亡数が出生数を上回っており、また、転出者が転入者を上回っています。 ◇ 出生率、合計特殊出生率は国、県の平均を下回りました。 	
	<p>3. 婚姻・離婚の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 婚姻率は国・県の平均を下回っています。 ◇ 離婚件数はやや減少傾向となっています。 ◇ 晩婚化が進んでいます。
<p>4. 就労の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 就業率は、男女ともに緩やかに上昇傾向です。 ◇ 特に女性の就業者の高年齢化がみられます。 ◇ 男女ともに2次産業から3次産業への労働力の移動がみられます。 	
	<p>5. 教育・保育施設の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 保育所児童数は、低年齢児を中心にやや増加傾向にあります。 ◇ 小学校児童数は年々減少し、現在284人となっています。
<p>6. 地域の子育て支援の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 放課後児童クラブは3小学校区で実施。第一期計画期間では増加傾向で推移しています。 ◇ 地域子育て支援拠点は年1,000人超の利用です。 ◇ 妊娠期から幼児期まで家庭訪問や健診を実施しています。 	
	<p>7. 第一期計画の経過と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 第一期計画の経過についてまとめ、各事業毎の評価を行い、第二期計画に活かします。

1 人口・世帯数の推移

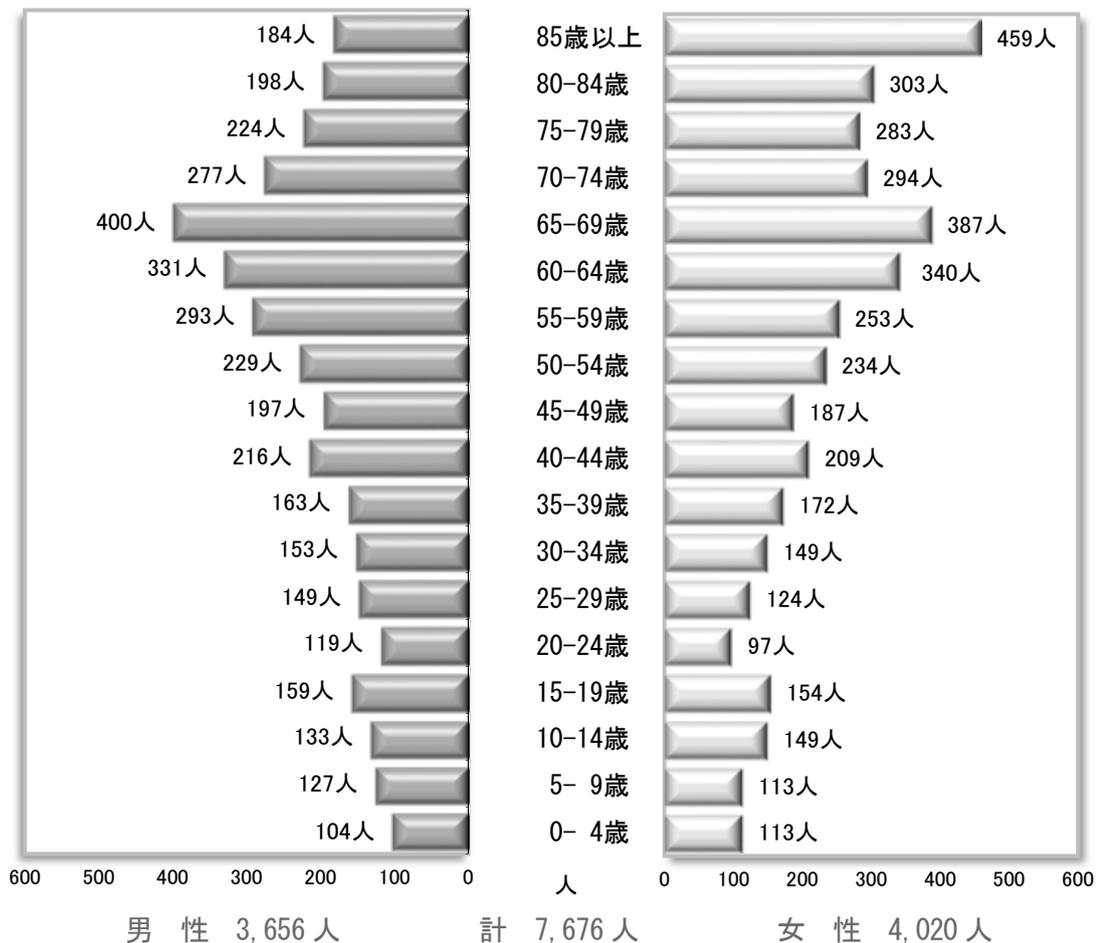
(1) 人口構造

平成31年4月現在の人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく、将来の人口減少が予測される「つぼ型」となっています。

現状では、昭和22年～24年生まれの「団塊の世代（戦後の第一次ベビーブーム世代）」が70歳以上となり、その前後の階層が大きく膨らんでいます。また、その上の層も平均的に多くの人数の分布が認められます。

その一方では、年少人口が極端に少なく、先細りになっており、少子高齢化の実態が示されています。

男女別では、女性の高齢化が特に進んでいる結果となっています。



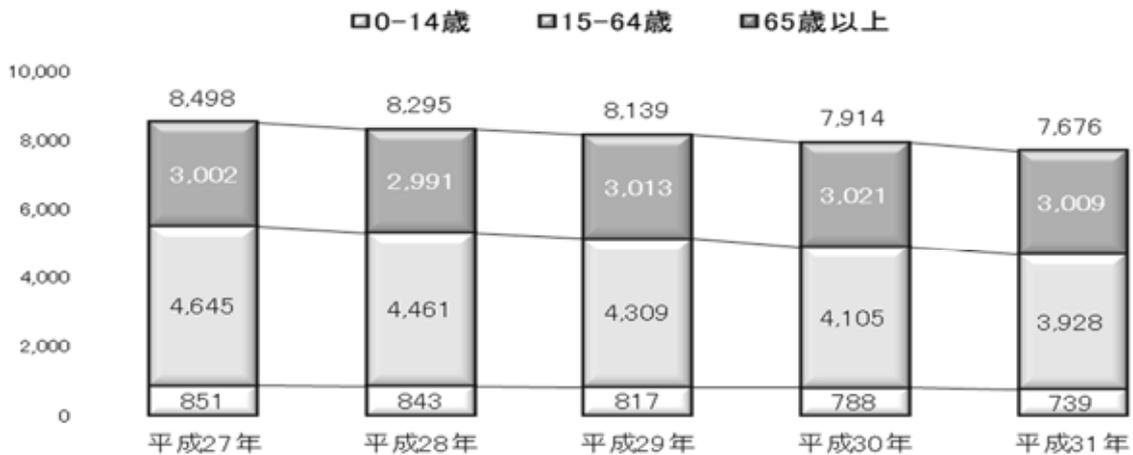
資料：住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

(2) 人口推移

① 年齢3区分人口

本町の人口は、平成27年から平成31年の5年間で800人余り減少し、平成31年4月1日現在の人口は7,676人となっています。

年齢3区分人口をみると、「0-14歳」及び「15-64歳」において減少傾向で推移していますが、「65歳以上」は大きな変動がなく、各年ほぼ3,000人前後で推移しています。

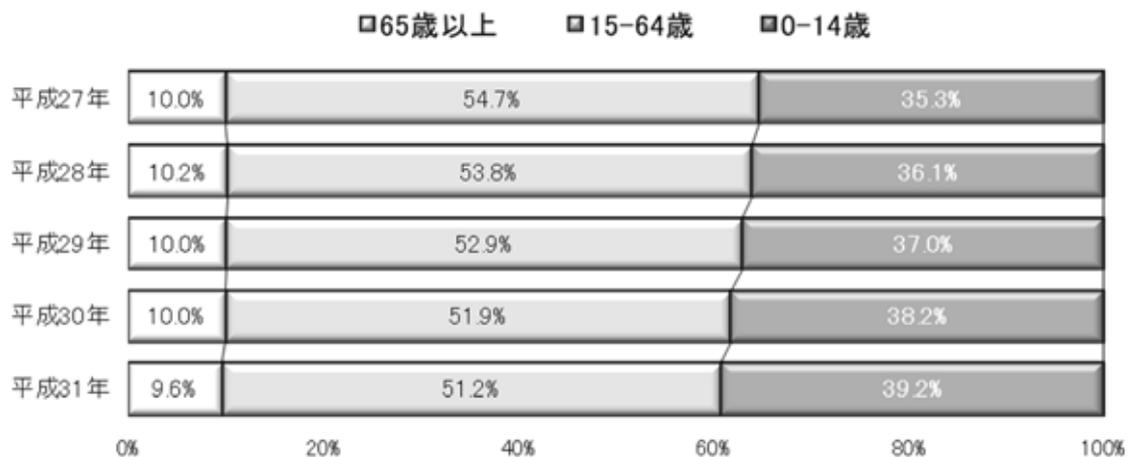


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

② 人口構成比

年齢3区分の人口構成比は、年少人口（0-14歳）は1割程度で推移し、生産年齢人口（15-64歳）の割合は減少傾向で推移していますが、高齢者人口（65歳以上）の割合は人口総数に比しては増加傾向にあることから、少子高齢化の進行がうかがえる結果となっています。

平成31年4月1日現在では、年少人口9.6%、生産年齢人口51.2%、高齢者人口39.2%となっています。



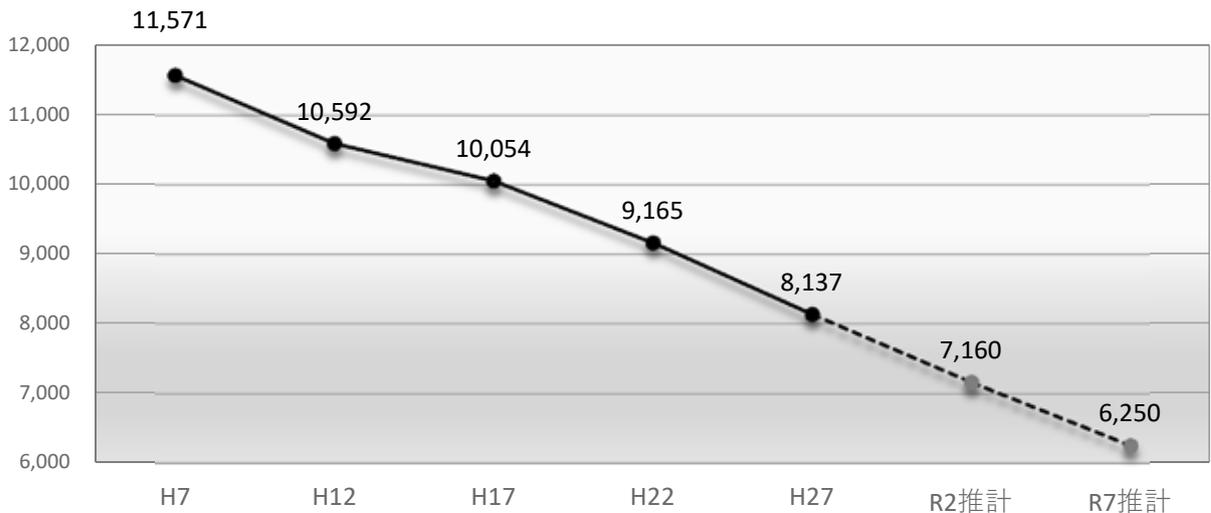
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 人口推計

本町の国勢調査結果等に基づいて、平成30年に人口問題研究所が推計したところ、総人口は減少傾向で推移し、令和7年には6,250人になるという推計結果となりました。

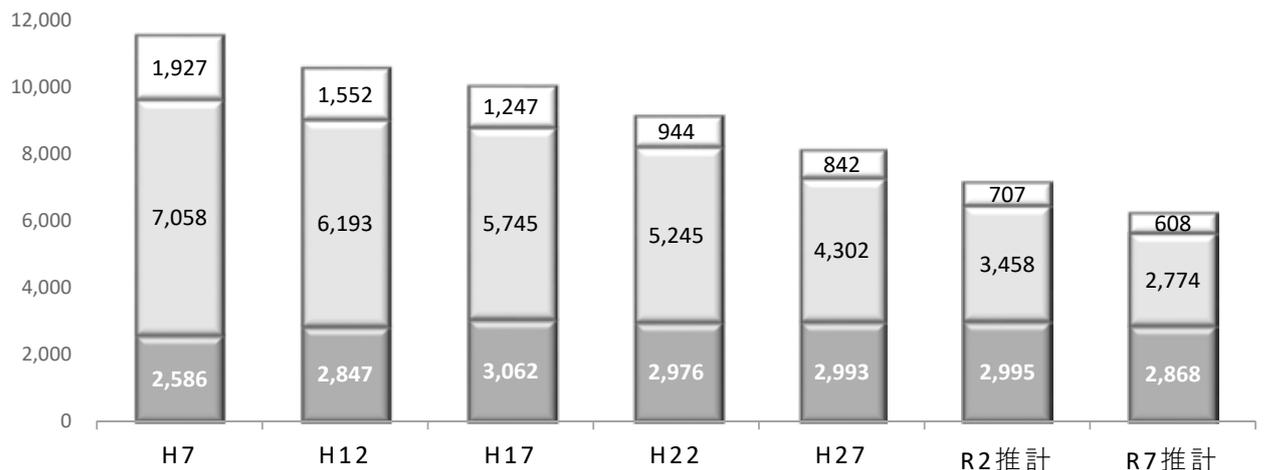
人口3分類では、年少人口（0-14歳）の割合は減少傾向で推移し、高齢者人口（65歳以上）の割合は微減傾向で推移するものと見込まれ、相対的に生産年齢人口が大きく減少していくことが見込まれます。

◆真室川町の人口推移及び推計



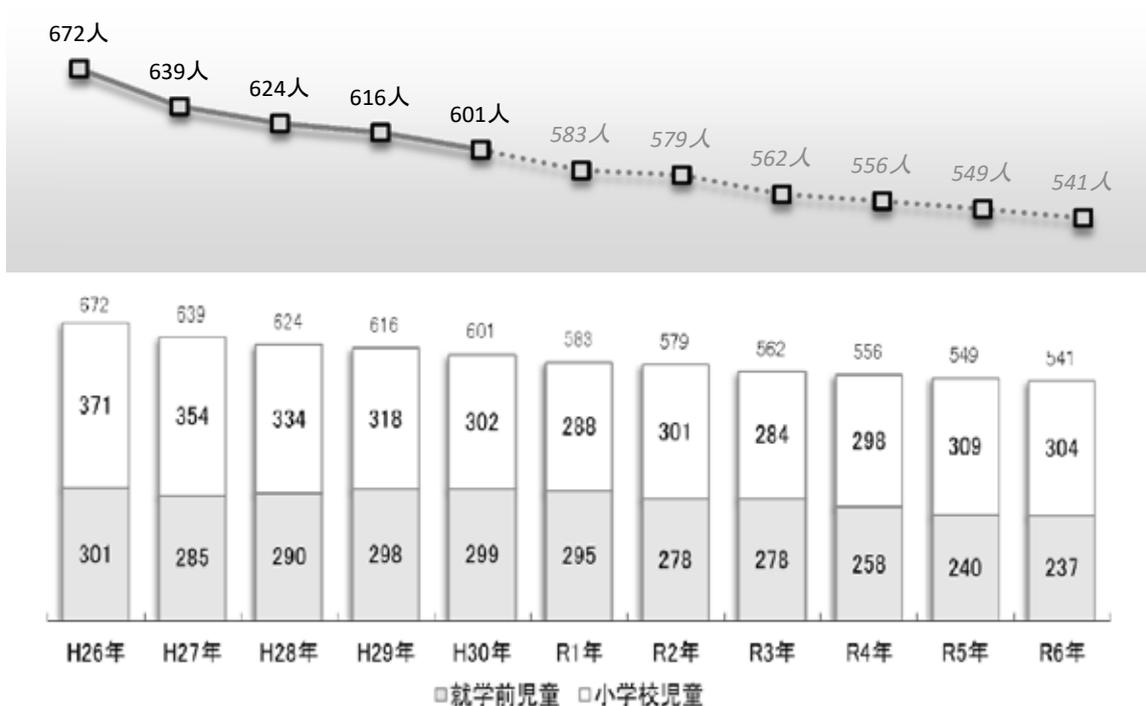
◆年齢3区分推移・推計

■65歳以上 ■15歳～64歳未満 ■15歳未満



上記の2つの図については平成7年から27年までが国勢調査結果、令和2年、7年は人口問題研究所の推計結果(平成30年)により作成

◆児童数の推計



H26年～H30年 住民基本台帳による児童数
R1年～R6年 コーホート法による推計児童数

※今回のニーズ量調査の基本となる児童数推計です。
前ページの国勢調査による推計とは、異なる方法で計算されています。

(4) 世帯数

総人口と同様に世帯数も減少傾向で推移しており、平成27年の一般世帯数は2,469世帯となっています。

一方、核家族世帯や単独世帯が増加傾向にあり、平成27年度における核家族世帯の一般世帯に占める割合は、44.0%となっています。

また、6歳未満親族のいる世帯数と18歳未満親族のいる世帯数は減少傾向にあり、平成27年の世帯数は、平成12年と比べ6歳未満親族のいる世帯数ではマイナス135世帯、18歳未満親族のいる世帯数ではマイナス445世帯となっています。

◆世帯数の推移

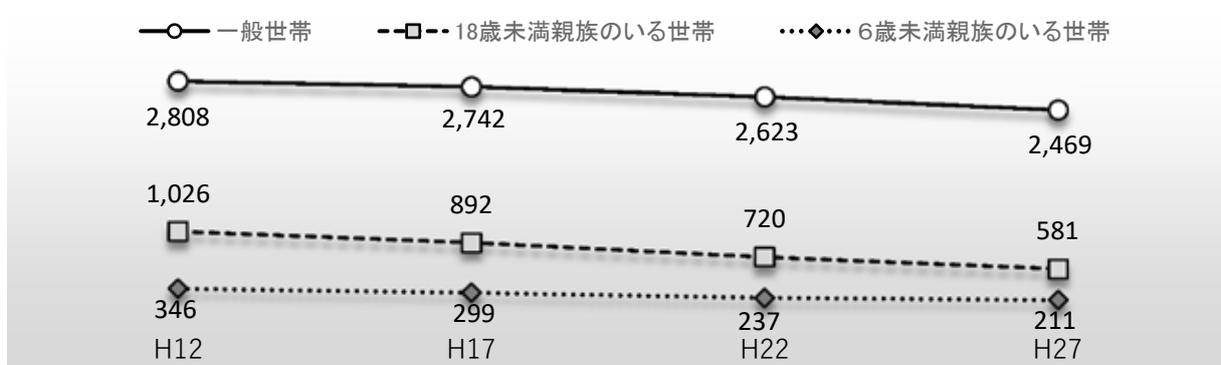
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	2,808 世帯	2,742 世帯	2,623 世帯	2,469 世帯
核家族世帯数 (対一般世帯数比)	1,105 世帯 39.4%	1,120 世帯 40.8%	1,099 世帯 41.9%	1,087 世帯 44.0%
その他の親族世帯 (対一般世帯数比)	1,407 世帯 50.1%	1,290 世帯 47.0%	1,140 世帯 43.5%	939 世帯 38.0%
非親族世帯 (対一般世帯数比)	3 世帯 0.1%	4 世帯 0.1%	16 世帯 0.6%	12 世帯 0.5%
単独世帯数 (対一般世帯数比)	293 世帯 10.4%	328 世帯 12.0%	368 世帯 14.0%	431 世帯 17.5%

資料：国勢調査

◆児童のいる世帯の状況

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	2,808 世帯	2,742 世帯	2,623 世帯	2,469 世帯
一般世帯人員	10,482 人	9,859 人	8,941 人	7,811 人
親族人員	10,486 人	9,847 人	- 人	- 人
6歳未満親族のいる一般世帯				
世帯数	346 世帯	299 世帯	237 世帯	211 世帯
世帯人員	1,976 人	1,750 人	1,401 人	1,263 人
6歳未満親族人員	455 人	407 人	317 人	287 人
18歳未満親族のいる一般世帯				
世帯数	1,026 世帯	892 世帯	720 世帯	581 世帯
世帯人員	5,678 人	4,895 人	3,857 人	3,105 人
18歳未満親族人員	1,939 人	1,610 人	1,186 人	1,029 人

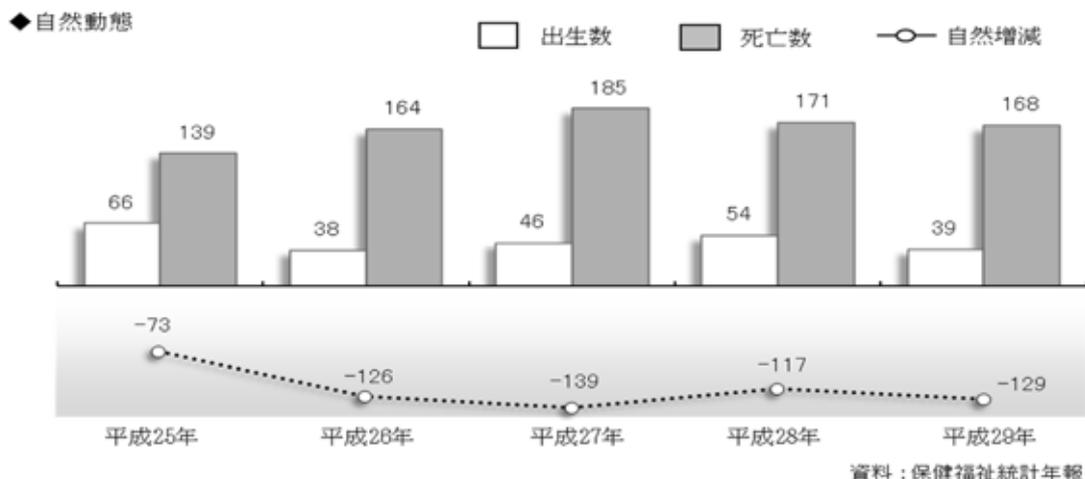
資料：国勢調査



2 出生の動向

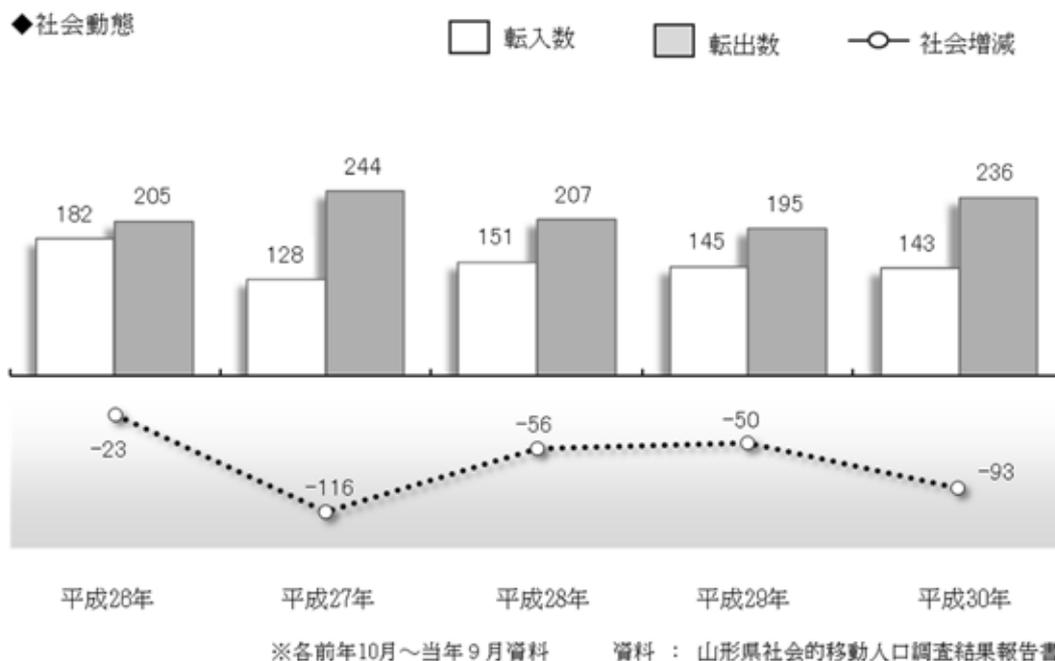
(1) 自然動態

出生数と死亡数の推移では、いずれの年も死亡数が出生数を上回っており、平成29年度における自然増減はマイナス129人となっています。



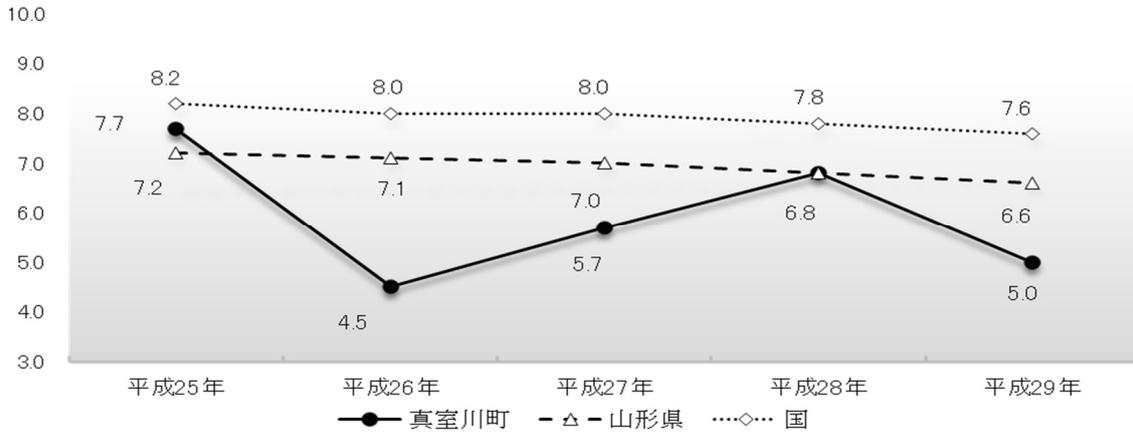
(2) 社会動態

転入者と転出者の推移では、いずれの年も転出者が転入者を上回り、平成30年における社会増減はマイナス93人となっています。



(3) 出生率の推移

近年の出生率は、ほぼ国及び県の数値を下回っており、平成29年では5.0となっています。

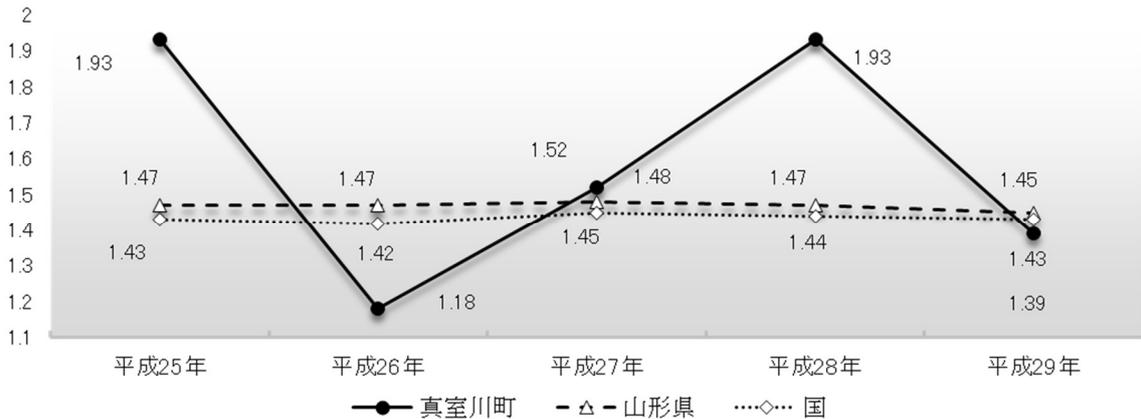


資料：保健福祉統計年報

出生率とは、当該年における「出生数／総人口」に1,000をかけたものである。(人口千人対)

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、データ数の少ない町村では乱高下する場合があります、国県の平均値を上下しました。平成29年では1.39と、国県の平均値に近づいています。



資料：保健福祉統計年報

合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年度の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

3 婚姻・離婚の状況

(1) 婚姻・離婚件数の推移

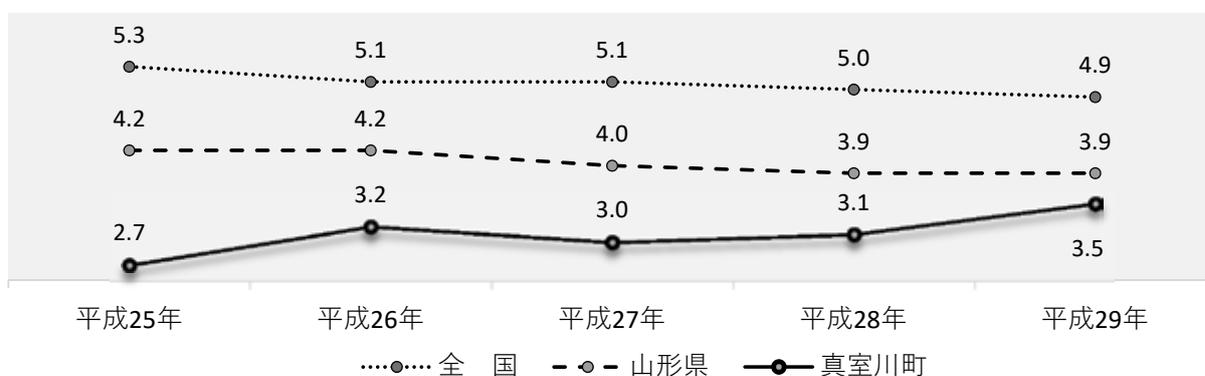
近年の婚姻件数はやや増加傾向にあり、平成29年では27件となっています。婚姻率は、国と県との比較でみると、いずれの年も国及び県の数値を下回っています。

また、離婚件数は減少傾向で推移しており、平成29年では9件となっています。離婚率でみると、平成28年から国及び県の数値を下回っています。

◆婚姻件数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
婚姻件数	23	27	24	25	27

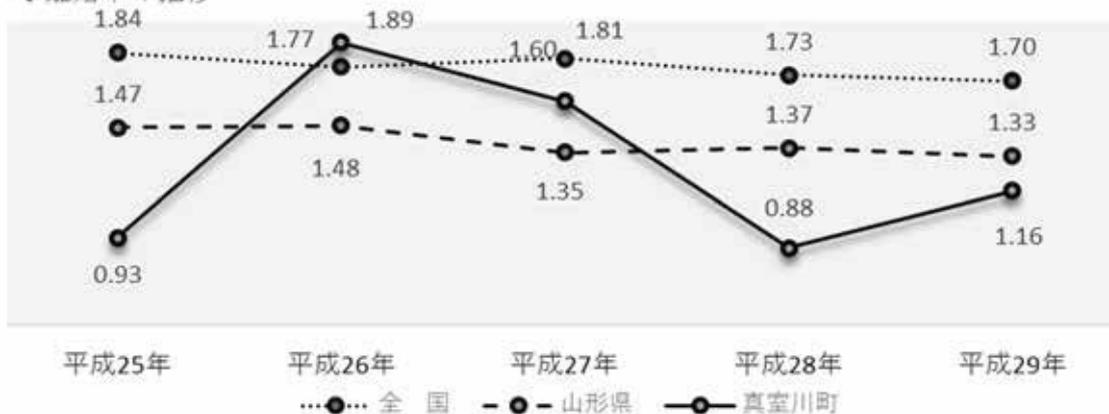
◆婚姻率の推移



◆離婚件数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
離婚件数	8	16	13	7	9

◆離婚率の推移



上記表、図 資料：保健福祉統計年報

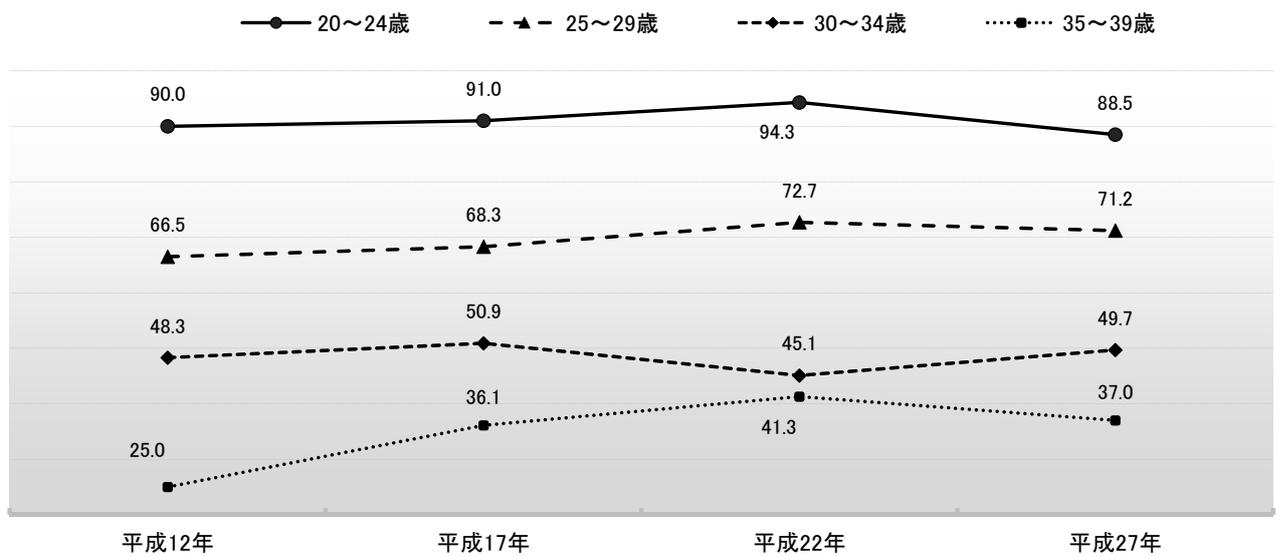
(2) 未婚率の推移

男性では、これまで未婚者の割合は増えていましたが 30～34 歳を除く年代で未婚率がやや下降（婚姻している人の割合が上昇）してきています。

女性では、20～24 歳を除く年代で未婚率が上昇傾向にあります。

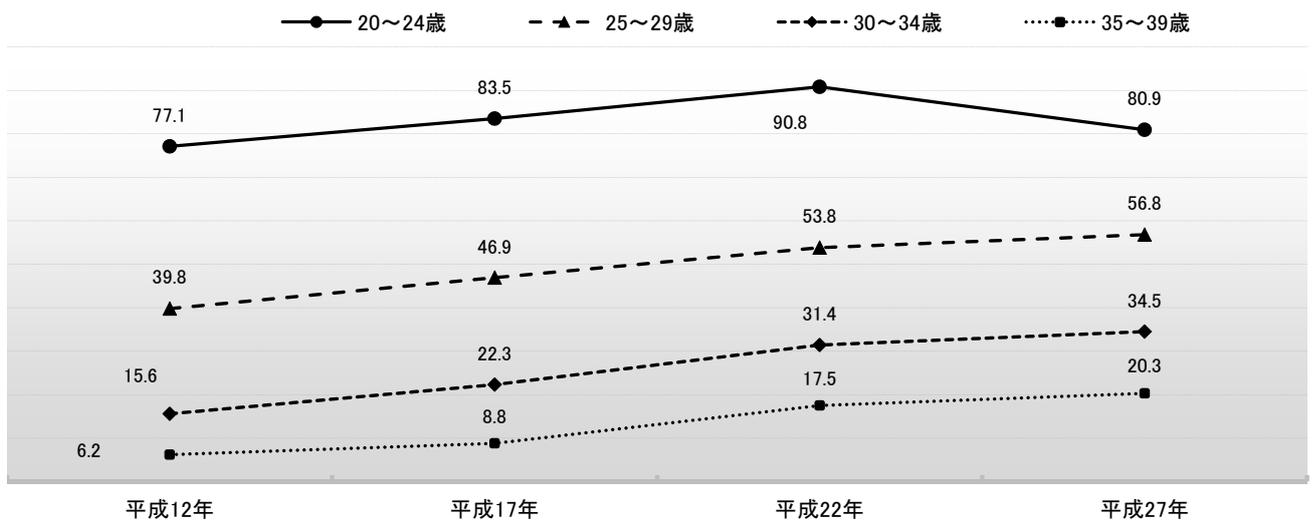
全体的には、晩婚化は少し緩やかになってきています。

男 性



資料:国勢調査

女 性



資料:国勢調査

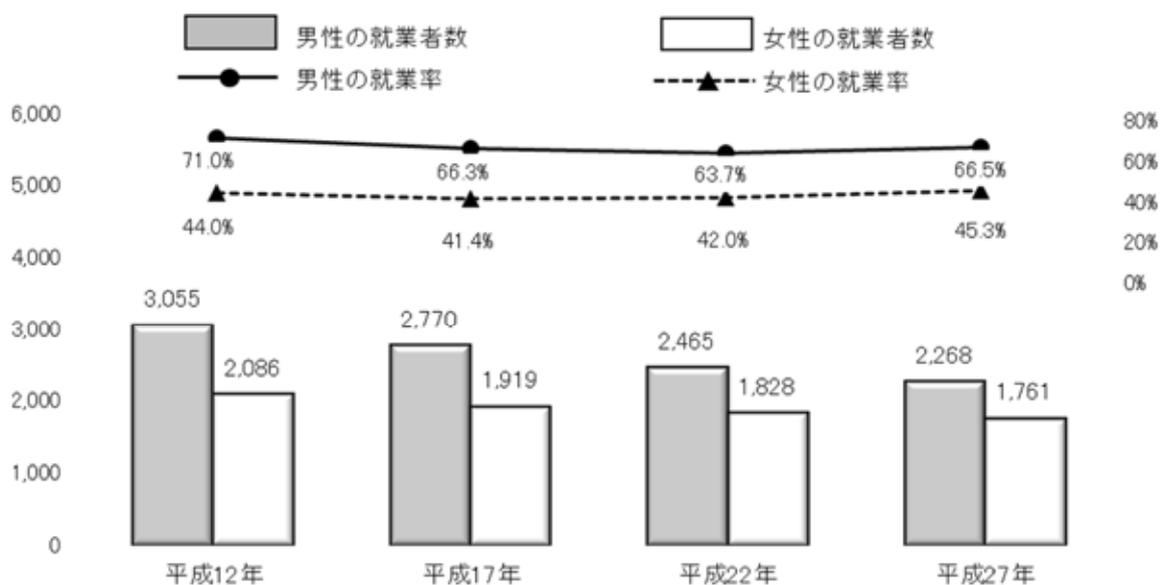
4 就労の状況

(1) 男女別就業状況

男女別にみた就労状況では、男性、女性ともに就業者数は減少傾向にあり、平成27年の就業者数は平成12年よりも、男性で787人、女性で325人減少しています。

就業率をみると、男女ともに緩やかに上昇傾向がみられます。平成27年では平成22年よりも男性は2.8ポイント、女性は3.3ポイント増加しています。

地域経済の動向によるものと考えられます。



資料：国勢調査

(2) 年齢別就業状況

平成12年と平成27年の比較でみると、就労状況には変化がみられます。

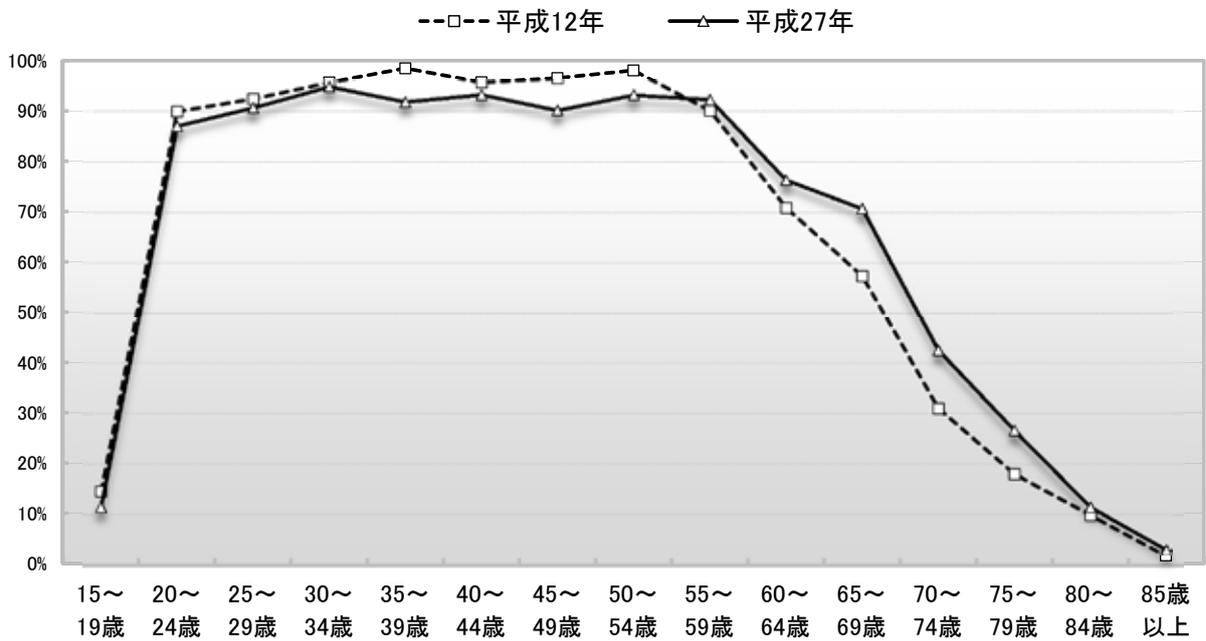
男性ではかつては50代半ばあたりから就業率が低下していましたが、最近では60歳代から大きく低下する変化がみられ就労年数の長期化がみられます。

平成27年では、30代から50代までの就業率が低下していますが、これはその年代の地域経済における雇用動向が影響したものと考えられます。

一方、女性については、これまで20～30代で就業率が落ち込んでいましたが、平成27年においては、落ち込みはみられず上昇しました。これは、未婚率の上昇も1つの要因と考えられますが、いわゆるM字カーブといわれた、結婚・出産・育児で一度退職する機会が多かった女性の働き方が、最近は変化してきているものと考えられます。

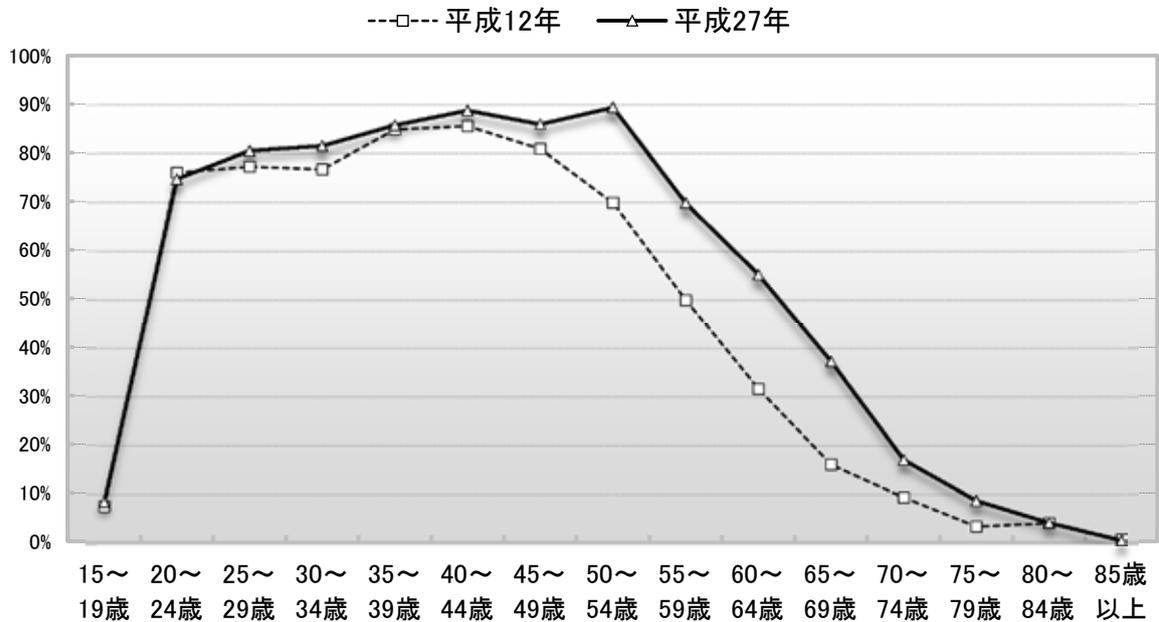
かつて40代から落ち込みがみられた就業率は50代半ばまで上昇してから下降しています。女性でも就労年数の長期化がみられます。

◆年齢別就業状況 男性



資料:国勢調査

◆年齢別就業状況 女性



資料:国勢調査

(3) 産業分類別就業状況

平成27年の就業者割合を平成22年と比較してみると、男性では1次産業、3次産業が減少し、第2次産業が増加しています。女性では1次産業が減少し、3次産業が増加しています。

男性の第1次産業就業者割合をみると、平成12年に比べ3.1ポイント上昇し、同様に第3次産業就業者割合では5.0ポイント上昇しています。

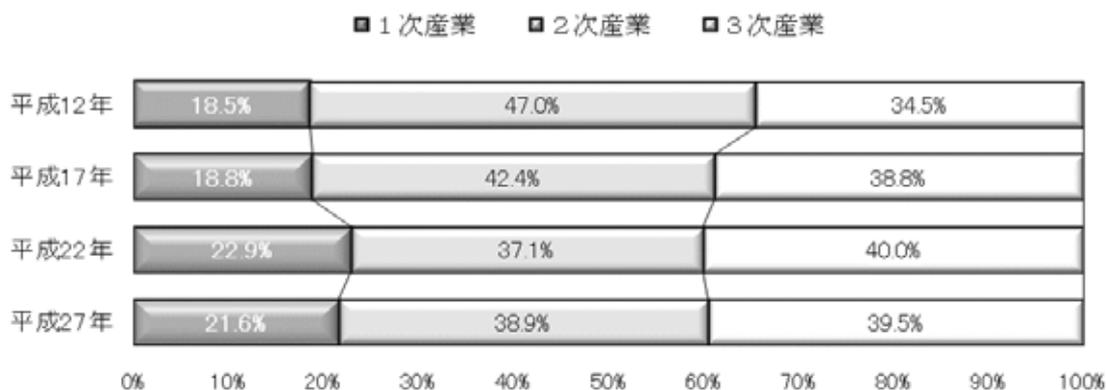
一方、平成27年における女性の第3次産業就業者割合をみると、平成12年に比べ14.1ポイント上昇しており、男性の上昇率を上回っています。

平成27年における第3次産業就業者割合は男性が39.5%女性が62.1%となっています。

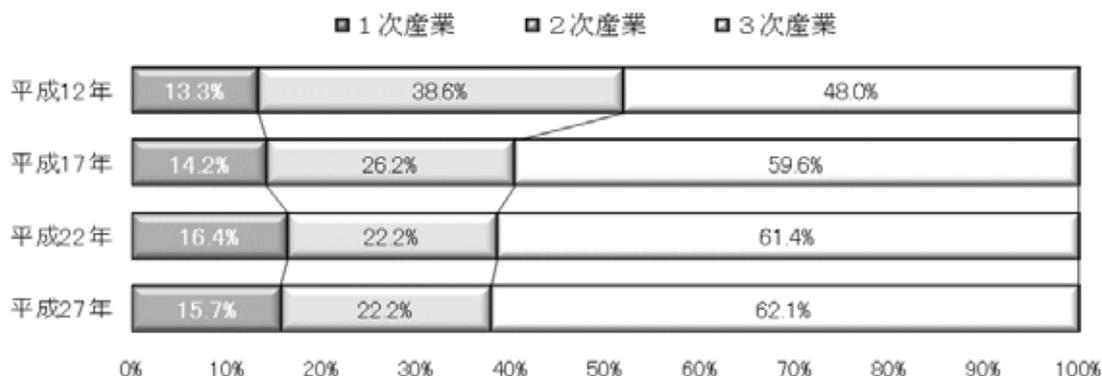
第3次産業は、サービス業、卸売・小売業・飲食店などであり、特に女性では、就労形態も多様になってきていると予想されます。

この間の大きな流れとしては、男女とも、農業をはじめとする第1次産業の就労人口については安定化してきており、一方2次産業から3次産業への就労人口の移動がみられます。

◆男性



◆女性



資料：国勢調査

第一次産業には、農業・林業・水産業が属します。第二次産業には、鉱工業・製造業・建設業などが属します。第三次産業は、金融、保険、卸売り、小売、サービス業、情報通信業などです。

5 教育・保育施設の状況

(1) 保育所の状況

近年の町立保育所の入所児童数の状況をみると、低年齢児を中心にやや増加傾向にあります。平成31年4月の入所児童数は76人となっています。

(各年4月1日現在/単位：人)

施設 年 年齢	保育所全体					安楽城保育所					釜淵保育所				
	H27	H28	H29	H30	H31	H27	H28	H29	H30	H31	H27	H28	H29	H30	H31
0歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳児	2	4	1	3	5	2	3	1	1	2	0	1	0	2	3
2歳児	5	9	6	9	8	3	7	4	5	3	2	2	2	4	5
小計	7	13	7	12	13	5	10	5	6	5	2	3	2	6	8
3歳児	21	16	23	20	20	11	9	14	11	9	10	7	9	9	11
4歳児	16	21	17	24	20	10	12	9	15	12	6	9	8	9	8
5歳以上児	15	17	21	17	23	10	11	12	9	14	5	6	9	8	9
小計	52	54	61	61	63	31	32	35	35	35	21	22	26	26	28
合計	59	67	68	73	76	36	42	40	41	40	23	25	28	32	36
定員	110	110	110	110	110	50	50	50	50	50	60	60	60	60	60

資料：教育課

(2) 認定こども園の状況

近年のたんぽぽこども園の入園児童数は低年齢児を中心に、増加傾向にあります。平成31年4月の入園児童数は131人となっています。

(各年4月1日現在/単位：人)

施設 年 年齢	たんぽぽこども園				
	H27	H28	H29	H30	H31
0歳児	0	2	2	3	4
1歳児	11	6	16	17	8
2歳児	14	20	12	24	27
3歳児	22	31	35	22	33
4歳児	28	23	34	38	22
5歳以上児	30	28	24	34	37
合計	105	110	123	138	131
定員	125	125	125	135	135

資料：教育課

(3) 小規模保育施設の状況

平成31年4月のキッズハウスの利用児童数は9人と年度当初はやや減少傾向にあります
が、年度途中の利用児童数は増加傾向となっています。

(各年4月1日現在/単位:人)

施設・年 年齢	キッズハウス				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	5	3	3	2	2
1歳児	2	5	5	4	5
2歳児	1	3	3	4	2
合計	8	11	11	10	9
定員	12	12	12	12	12

資料:教育課

(4) 小学校の状況

小学校児童数は年々減少し、令和元年5月では284人となっています。

真室川小学校で182人、真室川あさひ小学校で65人、真室川北部小学校で37人の児童数
となっています。

(各年5月1日現在/単位:人)

学校 年 学年	小学校全体					真室川小学校					真室川あさひ小学校					真室川北部小学校				
	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1
1年	60	44	44	46	48	31	29	27	27	33	16	11	11	10	9	13	4	6	9	6
2年	49	60	42	43	45	33	31	28	26	27	13	16	10	11	10	3	13	4	6	8
3年	63	50	59	43	44	43	34	31	29	28	10	13	15	10	11	10	3	13	4	5
4年	57	62	48	58	42	38	42	34	32	29	9	10	11	14	10	10	10	3	12	3
5年	56	60	62	49	57	32	41	42	34	31	11	9	10	12	14	13	10	10	3	12
6年	69	56	60	63	48	48	32	41	42	34	11	11	9	10	11	10	13	10	11	3
合計	354	332	315	302	284	225	209	203	190	182	70	70	66	67	65	59	53	46	45	37

資料:学校基本調査

6 地域の子育て支援の状況

(1) 放課後児童健全育成事業

本町では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童クラブ）を3か所で実施しており、平成30年度の延べ利用児童数は、全体で8,127人となっています。

(各年度実績)

クラブ名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
真室川	3,921	5,486	5,592	6,075	6,299
あさひ	593	1,152	1,196	1,757	660
真室川北部	259	137	1,073	879	1,168
計	4,773	6,775	7,861	8,711	8,127

また、放課後子どもプラン推進事業として、真室川あさひ小学校において放課後子ども教室を開設しています。

(平成30年度実績)

教室名	登録児童数	延べ利用児童数	開設日数
真室川あさひ小学校	21	1,320	66

その他の放課後子ども対策関連事業として、ハッチョウトンボ観察会や科学体験教室を開催しています。

(平成30年度実績)

事業名	参加児童数	実施日
希少動物観察会	12	6/16 7/7
科学体験教室	28	8/1

(2) 地域子育て支援拠点事業

本町では、次の地域子育て支援拠点事業を実施しています。（平成30年度実績）

①子育て支援センター広場事業

事業	利用件数	内容
わんぱく広場(青空わんぱくを含む)	569人	月ごとテーマに沿った遊びの提供
赤ちゃん広場	50人	乳児と母親のケア(ベビーマッサージ)
リフレッシュ講座	50人	子育て中の家族のリフレッシュ講座開催
親子の遊び場「たいよう」	681人	未就学児の遊びと交流の場の提供
土曜開放(年12回)	13人	乳幼児の遊びと交流の場の提供

②子育て支援センター相談事業

項目	相談件数	主な相談内容
わんぱく広場(青空わんぱくを含む)	20件	基本的な生活習慣(食事・睡眠)、 発育・発達、入所・入園・一時預かり、 友達関係
赤ちゃん広場	0件	
サークル関連	0件	
各乳幼児健診	5件	
電話	21件	
親子の遊び場「たいよう」	71件	
窓口(教育課子育て支援担当)	15件	
開放保育	11件	
認定こども園・保育所	28件	

③子育て応援団あんよ(自主団体)

事業	利用人数	内容
○あそびの広場 場所 総合体育館 総合保健施設 釜淵地区多目的集会施設 ふれあいセンター安楽城 まざれや	計 841人 内 28人 内 341人 内 141人 内 293人 内 38人	学区3地区での遊びの場や交流の場の提供 親子の遊びの見守り 地区高齢者との交流の場の設定
○あんよカフェ 場所 総合保健施設 釜淵地区多目的集会施設 ふれあいセンター安楽城	計 38人 内 13人 内 12人 内 13人	伝承料理や昔遊びの提供 地区高齢者との交流の場の設定
○託児 保育補助 場所 こども園・保育所 子育て支援センター	-	各種行事の際の託児 保育所保育補助員

7 第一期計画の経過と評価

I. 幼児期の教育・保育事業計画のこれまでの経過

1 これまでの経過

【平成 27 年度】

- ・認可外保育施設キッズハウスが、小規模保育事業所へ移行。

【平成 29 年度】

- ・認定こども園（たんぼぼこども園）の施設改修整備を行い、0 歳～2 歳児の定員を増。

2 教育・保育の量の見込み及び実績（各年度 4 月 1 日現在）

※「量の見込み」は第一期計画の推計利用者数

※「実績」は各年度 4 月 1 日現在の入所児童数

(1) 幼児期の教育

1号認定の量の見込み及び実績

(単位：人)

年度		H27	H28	H29	H30	H31
認定こども園 及び幼稚園	量の見込み	12	12	12	12	12
	実績	9	8	8	12	11

(2) 幼児期の保育

2号認定（3～5 歳児）の量の見込み及び実績

(単位：人)

年度		H27	H28	H29	H30	H31
認定こども園 及び保育所	量の見込み	125	125	125	150	150
	実績	123	128	146	144	144

第2章

3号認定の量の見込み及び実績

(単位：人)

年度		H27	H28	H29	H30	H31	
0 歳児	認定こども園	量の見込み	3	3	3	5	3
		実績	0	2	2	3	4
	小規模保育施設	量の見込み	6	6	6	4	4
		実績	3	3	4	2	2
	計	量の見込み	9	9	9	9	7
		実績	3	5	6	5	6
1・ 2 歳児	認定こども園 及び保育所	量の見込み	30	30	30	39	39
		実績	32	40	36	54	49
	小規模保育施設	量の見込み	9	6	6	8	8
		実績	1	8	7	8	7
	計	量の見込み	39	36	36	47	47
		実績	33	48	43	62	56

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び実績（各年度末の実績数）

※「量の見込み」は第一期計画の推計利用者数

※平成27年度～平成30年度までの「実績」は年度末実績数

※平成31年度の「実績」は令和2年1月31日現在の実績数

(1) 時間外保育事業（延長保育）

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み	20	20	20	20	20
実績（利用者数）	50	70	63	89	71

(2) 放課後児童健全育成事業

(単位：人)

1～3年生	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み	11	10	9	52	52
実績	33	42	45	39	45

4～6年生	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み	19	17	17	18	18
実績	13	22	22	23	22

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

(単位：人日)

	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み	14	14	14	14	14
実績	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

(単位：人回／年)

	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み	1,200	1,128	1,116	1,092	1,068
実績	1,228	940	1,509	1,363	777

(5) 一時預かり事業

①幼稚園における一時預かり

(単位：人回／年)

	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み	960	960	960	960	960
実績（利用者数）	792	1,413	727	1,400	754

②その他の一時預かり

(単位：人回／年)

	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み	411	410	405	396	389
実績（利用者数）	259	125	140	180	50

(6) 病児・病後保育事業

平成30年度より新庄市と舟形町と協定を結び広域利用を行い初年度は延べ6人の利用があった。

(単位：人日／年)

	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み	48	46	44	43	42
実績	—	—	—	6	6

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

当町にはファミリー・サポート・センター事業所はなく、町外で実施している事業所の情報提供を行った。

(単位：人日／年)

	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み	2	2	2	2	2
実績	9	13	1	0	6

(8) 利用者支援事業（母子保健型）

第一期計画では、平成29年度に利用者支援事業を実施する見込みだったが、令和元年11月に福祉課内に子育て世代包括支援センターを開設し、母子保健型の利用者支援事業を開始した。

(単位：か所)

	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み	0	0	1	0	1
実績（施設数）	—	—	—	—	1

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み	42	42	41	39	37
実績（訪問件数）	56	51	39	36	27

第2章

(10) 養育訪問事業

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み	1	1	1	1	1
実績（訪問件数）	1	1	1	1	1

(11) 妊婦健診事業

(単位：回)

	H27	H28	H29	H30	R1
量の見込み	420	420	410	390	370
実績（健診回数）	561	528	430	340	349

Ⅱ.各種施策の推進 これまでの経過

1 子育て世代等の経済的負担の軽減【第一期計画期間 拡充・新規事業】

- ・平成27年4月 利用者負担（保育料）を第1子・第2子半額、第3子無償
- ・平成27年4月 学童クラブ利用料を5,000円から3,000円に軽減開始
- ・平成30年4月 新生児聴覚検査を全額助成
- ・平成30年4月 高校生相当年齢まで医療費を無料化
- ・平成30年4月 小中学校の副教材費の無償化
- ・平成31年4月 乳児（1歳未満）を家庭で保育している保護者等に家庭保育支援給付金（月額3万円）を給付
- ・平成31年4月 小中学校の給食費の保護者負担軽減（おいしいふるさと給食の実施）
- ・令和元年10月 保育料の無償化に伴い、全ての3歳児から5歳児の副食費を無償化

2 安心して子育てができる環境の整備【第一期計画期間 拡充・新規事業】

- ・平成28年3月 子育て応援住宅の整備（1号棟）
- ・平成29年3月 子育て応援住宅の整備（2・3号棟）
- ・平成28年8月 真室川小学校を施設改修し、真室川学童クラブの受入れ児童数枠を確保
- ・平成29年4月 子育て支援センターを町直営とし、町中央公民館内に設置
- ・平成30年4月 病児保育事業の広域利用開始
- ・平成30年3月 認定こども園を施設改修し、0～2歳児の定員を10名増とし受入れ人数の枠を確保
- ・令和元年11月 子育て世代包括支援センターを開設

Ⅲ. 各種施策の推進 事業実績と評価

平成30年度の実績に基づき各種施策の事業について実績に基づき評価を行いました。
評価をもとに第二期計画に反映し、子ども・子育て会議で進捗状況の確認を行い審議・評価を実施していきます。

評価 凡例：

◎よくできている ○できている △あまりできていない ×できていない

1 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援の充実

事業名	実績	評価	担当課
①子育て支援センター事業	<p>平成29年4月より、子育て支援センターを中央公民館内に設置し、利便性の向上を図ったことで常時利用者は増加している。</p> <p>令和元年度には、子育て支援センター内に「孫育て交流サロン」を開設し、世代間交流の場の提供に努めた。</p> <p>【30年度実績】 相談延べ件数：171件 各種広場事業延べ利用者数1,363人 (わんぱく広場：569人、赤ちゃん広場：50人、親子の遊び場：694人、リフレッシュ講座：50人)</p>	◎	教育課
②経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所やこども園等を利用する保護者に対し利用者負担金(保育料)を軽減し、保護者への直接的経済支援を行った(国の制度に加えて、町独自の軽減事業として同時入所に限らず、第1・2子半額、第3子無料)。 ・令和元年10月からは3歳以上の児童の保育料の無償化が制度化された。 ・保育料の無償に併せて町独自の軽減事業として所得に関係なく、全ての3歳児から5歳児の副食費を無償化とした。 ・平成30年4月より、高校生相当年齢(18歳になって最初に迎える3月31日まで)まで医療費を無償化した。 ・状況に応じた児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当や、未熟児を養育する保護者へ医療費を給付している。 	◎	教育課 町民課 福祉課

事業名	実績	評価	担当課
③放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)の充実	春休みや夏休みなどの長期休業を利用し、町で雇用しているALT等2名による「英語教室」の開催、放課後児童総合プランにおける「放課後児童子ども教室」との一体的事業を行った。 【30年度実績】 延べ利用児童数：8,127人	○	教育課
④子育てに関する情報提供の充実	町広報誌や町ホームページを活用した子育てに関する情報発信を行った。	○	企画課 福祉課 教育課
⑤親と子が集える場の充実	子育て応援団「あんよ」による「あそびの広場」や「あんよカフェ」を開催し、子どもが安全に遊べる場の提供や世代間交流の場の提供を行った。 【30年度実績】 延べ利用者数841人	◎	教育課

(2) 教育・保育サービスの充実

事業名	実績	評価	担当課
①保育サービスの充実	保護者の就労時間や就労形態に対応し、延長保育事業、一時預かり事業の実施を行い、平成30年度に認定こども園の改修を行い、0歳児～2歳児の定員を10名増やし、入所希望ニーズに対応した。 平成30年度に新庄市と舟形町と協定を結び病児保育事業の広域利用を実施した。	◎	教育課
②就学前教育・保育の充実	就学前教育・保育の充実を目指し、教育・保育施設である保育所と認定こども園の年長児交流等を実施し、児童はもちろん職員を含め町内施設同士の連携を図った。 特別支援教育を要する子どもの情報共有や就学を見据えた行事参加、その他の情報交換の場を通じて「保一小(保育所-小学校)連携・こー小(こども園-小学校)連携」を行った。 保育所・認定こども園から小学校へスムーズな接続を図るため、専門家による指導・研修の機会を活用し、保育士の一人ひとりの資質向上及び職員全体の専門性の向上に努めた。	○	教育課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

事業名	実績	評価	担当課
①子育て支援ネットワークづくり	・町ホームページや広報を活用し、情報提供を行った。	○	教育課

(4) 要保護児童への適切な対応

事業名	実績	評価	担当課
①児童虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会を中心に、保育所、教育委員会、児童相談所、最上総合支庁、民生委員・児童委員、新庄警察署と連携し、情報の共有と対策に努めた。 ・保健師による赤ちゃん訪問、児童の健診等で虐待の早期発見、民生児童委員や学校・保育所による観察等を推進した。 ・広報誌による早期発見、通知義務の周知に努めた。 <p>【30年度実績】</p> <p>開催回数 代表者会議 1回 実務者会議 4回 40件 (108人)</p>	◎	福祉課 教育課
②障がい施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後デイのサービス提供や特別支援学級に在籍する児童への経済的支援等を実施した。 <p>【30年度実績】</p> <p>特別支援児童養育手当の支給 支給人数：3人 支給金額：105,000円</p>	◎	福祉課

2 母と子の健康を守る環境づくり

(1) 母性の健全な育成

事業名	実績	評価	担当課
①母性の健全な育成	<ul style="list-style-type: none"> ・各種乳幼児健診の場面で食生活習慣の確立に向けた指導を実施した。1歳の誕生相談児時や保育参観等で、子どもとメディアとの関わり方や影響について、保護者への働きかけ方について講話を行った。 ・小中学校では生活習慣やメディアとのかかわりに関する改善を目的に各家庭における「家族会議」から生活リズム等の目標立てを行い、実践内容を明確化し、取り組みを行った。 	○	福祉課 教育課

(2) 母親の健康の確保及び乳幼児の健康増進

事業名	実績	評価	担当課
①母親の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診費用の助成を行うことで妊婦の経済的負担を軽減し、すべての妊婦が健診を受けることができ健やかな出産へ繋げた。訪問により妊娠中の経過を把握し、母親の持つ悩みや不安に応じた支援を行った。 ・プチママサロンを開催し、個々に応じた助言や指導を行うことで心身の不調緩和につながった。 ・ぴよぴよサロンを開催し、児に対する育児不安や身体的疲労の軽減へつなげた。 ・子育て支援センターの広場事業の中で育児に対する相談等を受け、日頃の子育てに関する不安の解消に努めた。 	○	福祉課 教育課
②乳幼児の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・出生児全員に新生児訪問を実施し健康面の確認及び、今後の成長発達に必要な情報提供、指導を実施した。 ・各種乳幼児健診、歯科健診を実施し、乳幼児の健康状態の把握、健康管理における情報提供や指導を実施。管理に関する健診や相談事業を実施した。 ・むし歯予防対策の一環として町内保育施設における年中年長児のフッ化物洗口を実施した。 	◎	福祉課 教育課

(3) 食育の推進

事業名	実績	評価	担当課
①食育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・食の大切さを子育て家庭に実感してもらうきっかけづくりとなるよう、子育て支援センター事業の中で映画「いただきます」の上映を行った。 ・各種乳幼児健診の場面で、食生活習慣の確立に向けた指導を実施した。 ・保育所・こども園の保育活動の中では自分たちで育てた野菜を調理し、食するなど普段の活動を通じて「命の食育」を学ぶ機会を設けた。 ・小中学校では各校の食に関する指導計画に基づき、心を育む給食週間の設定や給食を通して児童生徒が特有の風土で培われた食文化や農作物を作ってくれる人たちへの感謝の心を育むような指導を行った。 	◎	福祉課 教育課 農林課

3 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

(1) 心豊かでいのち輝く真室川っ子の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業名	実績	評価	担当課
①いのちを大切に した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各校で「いのちの日」を設定し、「いのち」について話す機会を設定した。 ・道徳教育の充実や総合的な学習の時間を中心とした栽培活動等を直接体験する学習など教育課程全体を通していのちを大切に作る取り組みを実施した。 ・町学校給食運営委員会や学校給食献立委員会で食育を推進し、連携を図った。 	○	農林課 教育課
②「まなびの力」の 育成	<ul style="list-style-type: none"> ・NRT（標準学力検査）や全国学力・学習状況調査の結果を分析し、具体的な課題や取り組みを各校に示し、学力の向上に取り組んだ。 ・教職員の資質向上を図るため小中連携研修会等を実施し、授業改善や共通指導事項の徹底を図った。 ・各校で朝読書やボランティア団体による読み聞かせを実施した。 ・中央公民館玄関の改装により、図書に親しみやすい環境を整えた。結果的に図書の貸し出し数が増加した。 	○	教育課

第2章

事業名	実績	評価	担当課
③「かかわり」を大切にした教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各校で県神室少年自然の家等を活用し、宿泊体験学習や自然について学ぶ学習等を行った。 ・小学校区ごとに連絡会議や行事参観などを通してつながりを意識した指導の在り方の連携を図った。 ・教育研修会「学びづくり研修会」を年3回実施し、小中学校の職員が指導の在り方について共通理解を図った。 	○	教育課
④一人ひとりの子どものニーズに対応した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進委員会を設置して、専門家チームによる巡回相談を実施するとともに教職員等が特別支援講座へ出席して特別支援教育に関する知識を深めた。 ・児童生徒の一人ひとりの学習が保障されるよう、各校に学習指導員・支援員を配置した。 	◎	教育課
⑤活力のある信頼される学校の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との関わり（伝承文化及び農業体験等）を重視した教育活動実施のため、各校の個別課題に沿った取り組みを支援し、活力ある学校づくりを支援した。 ・各校において、より良い学校経営を行うため、目標を立て、意図的・計画的に経営を推進し、定期的に評価を行う「PDCAサイクル」の確立に努めた。 	○	教育課

(2) 家庭の教育力の向上と青少年の社会力の育成をめざした環境づくり

事業名	実績	評価	担当課
①家庭の教育力の向上と青少年の社会力の育成	<p>補助事業を活用しながら、学校・家庭・地域の連携支援を行った。また、高校生ボランティア活動では、「えんにち」を核とした社会貢献の実践を通して、高校生の社会力の向上を支援した。</p>	○	教育課

4 子育てを支援する生活環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

事業名	実績	評価	担当課
①ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の啓発（ポスター掲示等） ・認定こども園・小規模保育施設で延長保育事業の実施、保育所・認定こども園・小規模保育施設で一時預かり事業を実施した。 	○	企画課 教育課

(2) 交通事故防止のための実践

事業名	実績	評価	担当課
①交通安全の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園や町立保育所における交通安全専門指導員による交通安全教室の開催を実施した。 ・認定こども園や町立保育所・小規模保育事業所の散歩コースなど危険個所の確認を実施した。 	○	町民課 教育課 建設課

(3) 地域全体での防犯・防災の取り組み

事業名	実績	評価	担当課
①防犯・防災の取り組み	消防計画や土砂災害に関する避難計画、危機管理マニュアル等を策定し、毎月、地震や火災、災害等を想定した避難訓練を実施した。（内2回消防署、警察等より指導）	○	総務課 教育課

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

安心して子どもを産み、
子育てに夢をもてるまちづくり

急速な少子化の進行は、すべての世代に影響のある問題です。

社会全体が協力して次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、子育てが楽しく、やりがいのあるものになるように子育て家庭を支える必要があります。

次世代育成支援が子どもの権利を尊重しながら社会全体で取り組むべきものであるという認識のもと、世代や立場を超えたすべての町民が手を結ぶ町を目指します。

2. 施策の基本的な方向性

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども・子育てを取り巻く環境を踏まえ、子ども・子育て支援を進める必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことです。

このような意義を踏まえ、本町では次の10の基本的な視点にたって、子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

①子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みを進めます。

②次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し自立して家庭を持つことができるよう長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

③サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズが多様化しているため、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを進めます。

④社会全体による支援の視点

国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して、様々な担い手の協働のもと対策を進めます。

⑤仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして重要なため、社会全体の運動として進めていきます。

⑥結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

結婚や子育てに関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点に立った取り組みを進めます。

⑦すべての子どもと家庭への支援の視点

子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という視点に立った取り組みを進めます。

⑧地域における社会資産の効果的な活用の視点

地域において活動を行うNPO、子育てサークル、母親委員会、子ども会、自治会を始めとする地域活動団体などと連携し、これらの社会資源を十分かつ効果的に活用した取り組みを進めます。

⑨サービスの質の視点

サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めます。

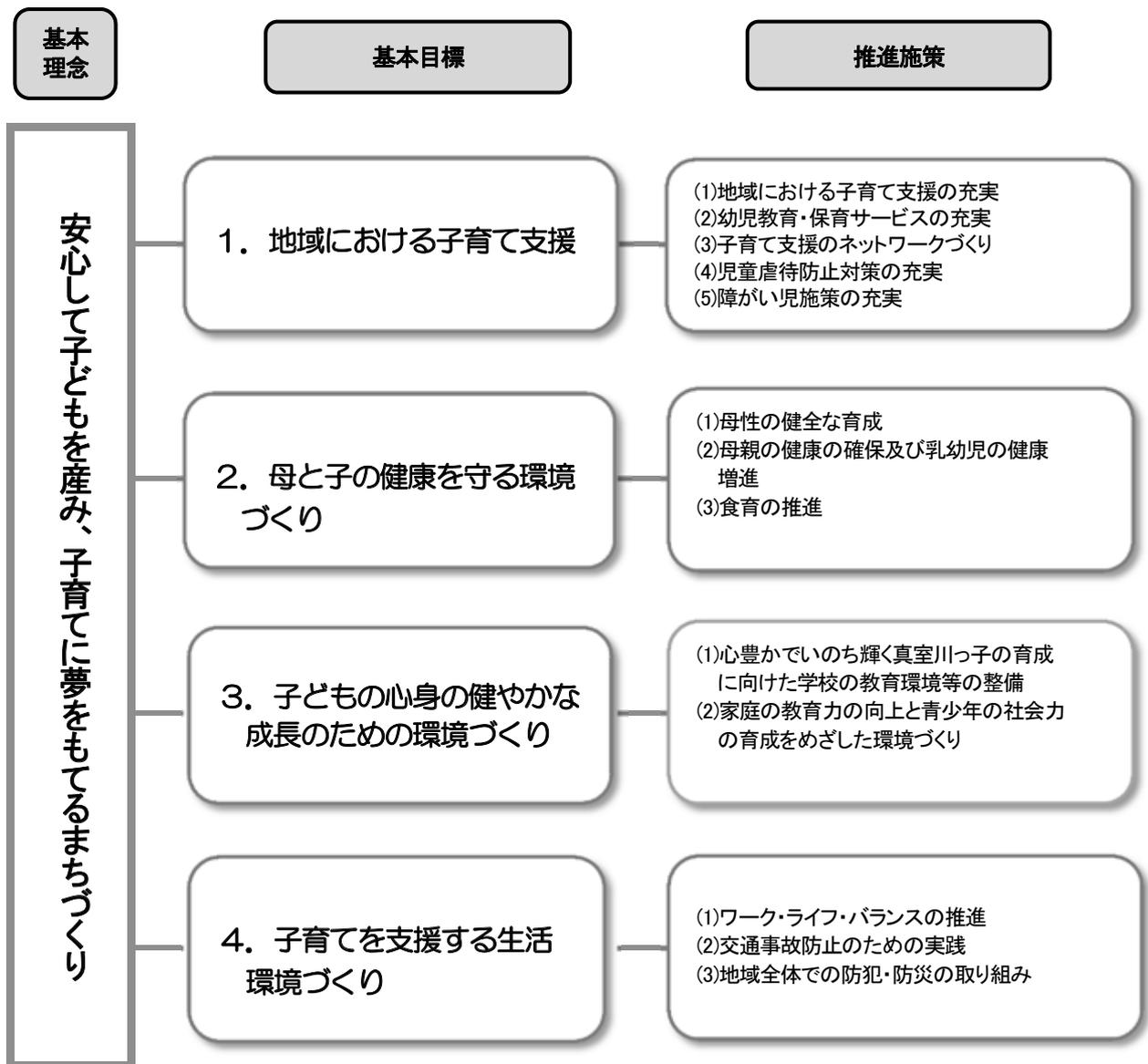
⑩地域特性の視点

地域の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めます。

3. 基本目標

真室川町の現状と課題を把握したうえで、第5次真室川町総合計画における関連施策と整合を図りながら以下の4つの基本目標を掲げ推進します。

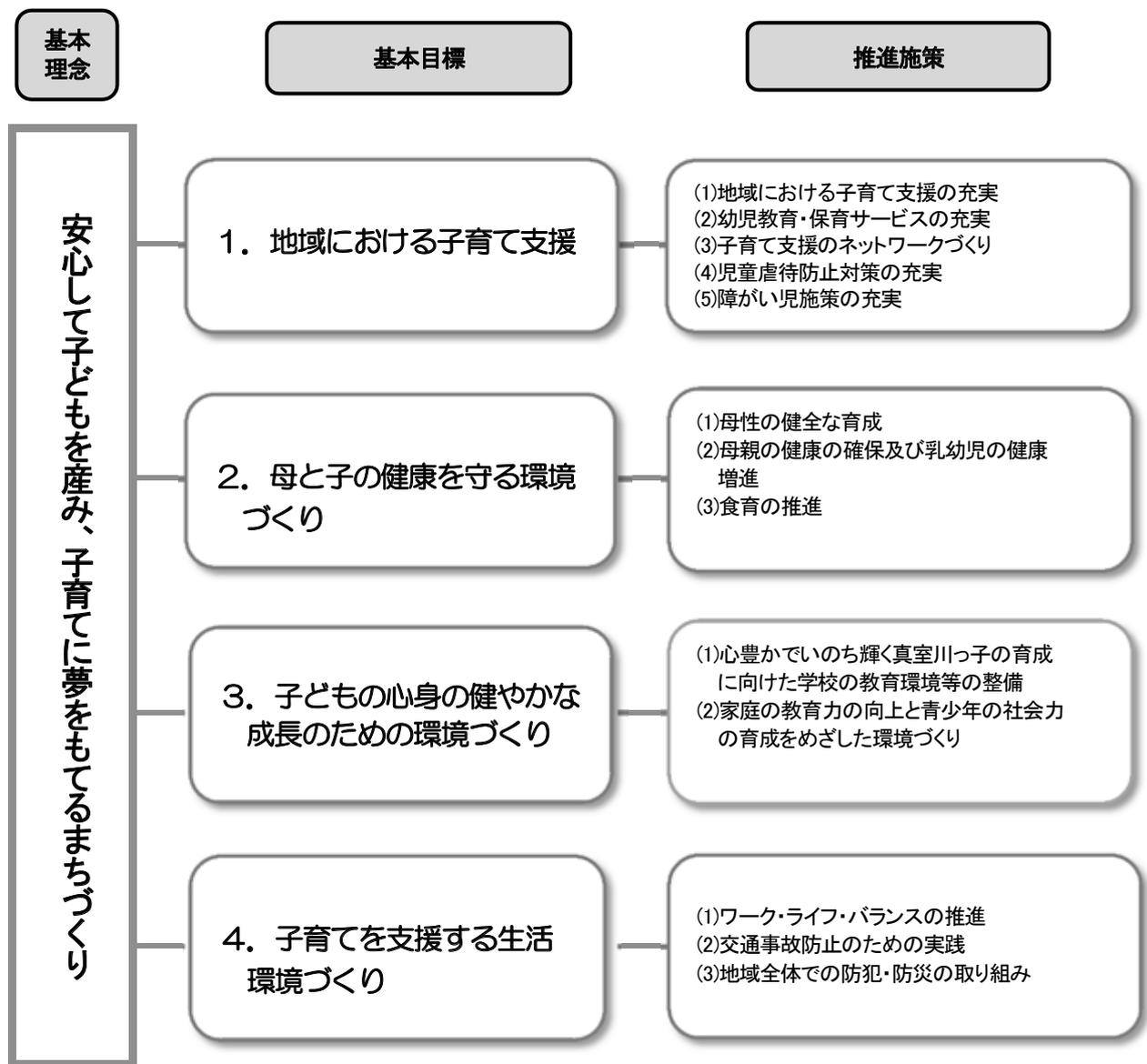
1. 地域における子育て支援
2. 母と子の健康を守る環境づくり
3. 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり
4. 子育てを支援する生活環境づくり



第4章 施策の展開

● この章の概略 ●

施策体系(再掲)



I. 第二期計画 重点施策

ニーズ調査の結果や第一期計画の振り返りを通じ、第二期の重点施策を次のように設定します。（この章で後述される施策の中からピックアップしたものとなっています。）

重点施策 1 子育て家庭への経済的支援

ニーズ調査の設問で「町に対してどのような子育ての支援の充実を期待するか」に対する回答で、「乳幼児医療費の助成や児童手当などの充実」との回答が小学生では2位、就学前児童は3位、「保育所・こども園・学校にかかる費用負担の軽減」との回答が小学生は3位、就学前児童は4位という回答となっており、子育て世帯からは、経済的な支援を求める声が多くありました。

経済的支援として、令和元年10月より3歳以上の児童を対象とした幼児教育・保育の無償化が国の施策として実施されましたが、この無償化の対象外となる副食費の助成を町単独事業として支援していきます。

また、平成31年4月より保育施設を利用せずに家庭で乳児を保育する保護者等への支援の実施、その他、高校生までの医療費を無償化等も含め、今後も子育て家庭への経済的支援を継続し、安心して子育てができる環境づくりを進めていきます。

- ①児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給
- ②未熟児養育医療の給付
- ③乳児（1歳未満）を家庭で保育している保護者の経済的負担の軽減を行うため、家庭保育支援給付金の支給
- ④保育所・認定こども園等を利用している課税世帯の0歳児～2歳児の第1子・2子保育料半額、第3子無償化
- ⑤保育所・認定こども園等を利用している3歳児～5歳児の副食費を無償化
- ⑥小中学校の副教材費の無償化
- ⑦小中学校の給食費の保護者負担軽減（給食費の一部補助、おいしいふるさと給食）
- ⑧高校生までの医療費を無償化

重点施策 2 就学前教育・保育の充実

ニーズ調査の設問の「町に対してどのような子育ての支援の充実を期待するか」に対する回答で、「保育所・認定こども園・小規模な保育施設の質的な充実」との回答が就学前児童、小学生とも5位となりました。

平成30年度に0歳児～2歳児の入所希望者の増に対応するため、認定こども園の改修を行い、保育施設の受入れ枠の確保に努めました。

今後も保護者の多様な働き方に対応し、すべての子どもが幼児教育・保育を受けることができるよう保育所・認定こども園・小規模保育施設と連携し、保育施設の受入れ枠の確保に努めます。

令和元年度に保育所の施設全体の改修を行い、各年齢に応じた幼児教育・保育活動が行えるよう年齢ごとの保育室や幼児用トイレの設置、冷暖房設備の整備、老朽箇所の修繕等、保育施設の整備を行い、保育環境の充実を図りました。今後さらに質の高い保育を展開し、保育士一人ひとりの資質向上及び職員全体の専門性の向上に努め、保育環境を生かした幼児教育・保育活動を実施します。

また、スムーズな就学に繋げるため、専門家を招聘した保育士研修会を小学校と合同で実施し、幼児教育・保育と学校教育の双方の学びについて理解を深め、子どもの学びと育ちの繋がりを強化します。

- ①こども園－保育所－小学校の連携による幼児教育・保育の推進
- ②保育の質の向上のため職員の研修
- ③町内保育施設間の交流
- ④特別支援教育・保育の推進
- ⑤保育環境を生かした幼児教育・保育活動の充実
- ⑥外国語指導助手による「英語に親しむ時間」の実施

重点施策3 子どもの居場所、遊び場所の確保

ニーズ調査の設問の「町に対してどのような子育ての支援の充実を期待するか」に対する回答で、就学前児童では、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所」が1位、小学生では、4位となりました。

子育て支援センターを地域の子育て支援の拠点として乳幼児・保護者等の相互交流の場やリフレッシュの機会、子育て応援団「あんよ」と連携した遊びの場の提供、家庭内で子育てを応援する祖父母を対象とした情報交換の場「孫育て交流サロン」を継続実施し、令和元年11月に開設した子育て世代包括支援センターと連携し妊娠・出産・育児から子育てまで子どもの成長過程において、充実した切れ目のない子育て支援の提供に努め、地域における子育て支援機能の充実に取り組みます。

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）については、保護者の就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や週末等に小学校の余裕教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

児童数の減少に関わらず、利用者は横ばいと見込んでおり、学校関係者、福祉関係者、地域関係者と協力しながら、全ての児童が有効に活用できる体制構築を目指します。併せて、放課後子ども教室と一体化した事業の展開に努めます。

- ①子育て支援センターの子育て支援機能の充実
- ②子育て世代包括支援センター機能の充実
- ③学童クラブの充実と放課後子ども教室との一体型事業の実施

Ⅱ. 第二期計画 施策の展開

基本目標1

地域における子育て支援

【現状と課題】

乳幼児期は、子どもの健全な人格をつくるための大切な時期であるとともに、親にとっても日々成長する子どもとふれあうことのできる大切な時期でもあります。

しかし、近年、核家族化が進行し、共働き世帯が増加したことにより、保育サービスの需要が高まっています。

この子育て家庭の核家族化は、地域の中での「育児の孤立」による「育児不安」などのストレスを抱えてしまうことにつながると考えられます。

本町では、核家族世帯が増加傾向で推移しており、子育て家庭の共働き増加と相まって、地域における子育て支援が重要となっています。

また、近年、全国的に子どもが被害者となる事件が増加し、中でも児童虐待の事件が年々増えており、要保護児童対策地域協議会を基に関係機関と情報共有し、児童虐待の早期発見・早期対応等、連携強化を図る必要があります。

(1) 地域における子育て支援の充実

就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、子育て情報収集・提供や相談機能の充実、多様な子育て支援サービスの提供体制の整備を行うとともに子育て世帯の経済的負担の軽減を行い、安心して子育てができる環境づくりを目指します。

<具体的な施策>

事業名	施策内容	担当課
①子育て支援センター事業	子育て支援の拠点として、乳幼児とその保護者等が気軽に利用できる交流事業等を実施し、子育て支援機能の充実に努めるとともに子育てサークルの育成・活動支援を行います。 加えて、子育て世代包括支援センターと連携し、情報提供や相談機能を充実させます。	教育課 福祉課
②子育て家庭への経済的支援	子育て世帯の経済的負担の軽減を行い、安心して子育てができるよう保護者等への直接的経済支援を行います。	教育課 福祉課 町民課

事業名	施策内容	担当課
③放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の充実	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。	教育課
④子育てに関する情報提供の機会の充実	町広報誌や町ホームページを活用し、子育て支援事業の内容や子育てに関する情報発信を行うとともに、県や管内市町村と連携し、子育てに関する情報提供を行います。	企画課 福祉課 教育課
⑤親と子が集える場づくりの充実	未就園児を対象に認定こども園、保育所では施設や園庭を開放する開放保育を定期的実施し、遊びの場の提供や育児相談等を行います。 子育て応援団「あんよ」が町内3ヵ所で定期的に子どもが安全に遊べる場「あそびの広場」を行います。	教育課

（2）幼児教育・保育サービスの充実

幼児教育・保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分踏まえたサービスの提供体制の整備が必要です。

こうした幼児教育・保育サービスの充実にあたっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して、多様な保育により量的な充足を図るとともに、延長保育、一時預かり等の保育需要に応じて、広く住民が利用しやすい幼児教育・保育サービスを提供します。

保護者の子育てを支えながら、小・中学校へとつながる一体的な「子育て支援」の考えのもと、乳・幼児期における発育・発達の各段階に応じた質の高い幼児教育・保育が提供できるように体制を確保します。

また、幼児教育・保育サービスの利用者による選択や子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、幼児教育・保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。さらに、保育サービスの質を担保する観点から、サービスの評価等の仕組みの導入、実施等についても検討します。

<具体的な施策>

事業名	施策内容	担当課
①幼児教育・保育サービスの充実	子どもの生活を第一に考え、保護者等の就労形態の多様化や、日常生活における保育ニーズ等を十分に踏まえ、柔軟に対応できる事業を実施します。	教育課
②就学前教育・保育の充実	認定こども園・保育所・小学校との連携・交流を促進し、スムーズな就学に繋げるため、さらに内容を充実させ、質の高い幼児教育・保育を推進します。	教育課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービスや幼児教育・保育サービスを効果的、かつ効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等の情報を共有できるようネットワークの構築を図ります。

また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、資料の作成・配布等による情報提供を行います。

さらに、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

<具体的な施策>

事業名	施策内容	担当課
①子育て支援ネットワークづくり	子育て支援を担う関係機関との連絡調整等を行い、利用者が各種の子育て支援サービスを円滑に利用できるような情報提供等の支援を行います。	教育課 福祉課

(4) 児童虐待防止対策の充実

虐待の未然防止、早期発見、早期対応のため、各関係機関との連携により、その後の支援・対応に積極的に取り組みます。

保健・福祉・教育関係機関による切れ目のない子育て支援を活用し虐待を予防するほか、要保護児童対策協議会を軸とした連携調整を行い、専門性を必要とする場合には、児童相談所等との連携により対応していきます。

<具体的な施策>

事業名	施策内容	担当課
①子どもの権利擁護	体罰によらない子育てを推進するため、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診の場、子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行います。	福祉課 教育課
②要保護児童対策地域協議会の推進	関係各課、機関との情報交換による児童虐待の早期発見、早期対応、援助活動を行います。	福祉課 教育課
③虐待に関する相談の充実	児童虐待に関する相談・指導のため、専門性を強化し、ケースに合わせた迅速な対応に努めます。	福祉課 教育課
④虐待の早期発見・早期対応と未然予防	健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援を行います。	福祉課 教育課
⑤主任児童委員、民生児童委員の積極的関与	児童虐待の早期発見、早期対応のため、主任児童委員、民生児童委員の積極的な関与を推進します。	福祉課 教育課
⑥社会的養護施策の推進	「養育に困難を掛ける家庭への支援」の重度化・深刻化を予防するため、必要な社会的養護（家庭養護・施設養護）支援を行います。	福祉課

(5) 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を推進します。

特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、安心して生活できるよう、自立支援医療（育成医療）の給付、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を行います。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進します。

自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、当該子どもが自立し、社会参加をするために必要な力を培うため、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの希望に応じた適切な教育上必要な支援やその家族等に対する支援の充実に努めます。

発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知も必要であり、さらに家族が適切な子育てを行えるよう家族への支援を行うなど、発達障がい者支援センターとの連携を密にしながら、支援体制整備を行います。

＜具体的な施策＞

事業名	施策内容	担当課
①障害福祉サービス（短期入所）	保護者の疾病等の理由により、家庭において障がい児を一時的に介護できないとき、入所施設で一時的に預かる事業	福祉課
②障害福祉サービス（居宅介護）	障がい児に対してヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助、通院等介助などを行う事業	福祉課
③障がい児通所支援（デイサービス）	社会適応訓練を中心としたデイサービス	福祉課
④重度心身障がい児医療給付事業	重度心身障がい児等を対象とした医療費の支給	町民課
⑤自立支援医療費（育成医療）	確実な効果が期待できる障がい児の身体障がいを除去、軽減する治療への医療費助成を実施	福祉課
⑥補助具の交付および日常生活用具の給付	補助具の交付及び日常生活用具の給付	福祉課
⑦医療的ケア児への支援	人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、支援体制を構築します。	福祉課

基本目標2

母と子の健康を守る環境づくり

【現状と課題】

我が国では、少子化・核家族化の進展とともに、身近なところに赤ちゃんが少なくなったため、子どもと遊んだり世話をしたりするなどのふれあう機会がないまま、親になる世代が増えています。乳幼児とふれあう機会の減少は、遊び方などの体験不足につながり、子どもを持ったときの養育力に影響を与えることが懸念されます。

また、母親が子どもを安心して生み、健やかに育てるためには、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援が必要となります。

母性及び乳幼児等の健康の確保・推進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が求められています。

施策の展開にあたっては、21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえて、地域に根ざした住民活動との連携が必要です。さらに、保健センター等において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材の確保が必要となります。

(1) 母性の健全な育成

＜具体的な施策＞

事業名	施策内容	担当課
① 母性の健全な育成の推進	<p>子どもの健やかな成長のためには、その親が健康であることが大切です。妊婦健診、母親教室、各種乳幼児健診、訪問指導等通しながら妊娠期から乳幼児までの一貫した母子保健事業を展開していきます。</p> <p>次代の親を育成するため、正しい性教育を学ぶ機会や育児体験の機会の提供、基本的な生活習慣を学ぶ機会の提供を行うとともに喫煙、飲酒、薬物乱用予防を推進します。</p> <p>栄養相談、各種教室を充実させ、発育・発達過程に応じた食を通じた子どものこころとからだの健やかな成長を支援します。</p>	福祉課 教育課

(2) 母親の健康の確保及び乳幼児の健康増進

＜具体的な施策＞

事業名	施策内容	担当課
①母親の健康管理	妊婦健診時の検診費用の助成、妊婦向け教室「プチママサロン」の開催等、出産前後の健診・教室を通じて母親の健康を保持・増進します。子育て世代包括支援センターの機能を充実させ、妊娠期から産後、子育て期といった日々変化する母親の心身の変化に応じた相談支援を行います。	福祉課
②乳幼児の健康管理	<p>新生児訪問を始めとし、乳幼児の健康管理及び健康増進に必要な各種乳幼児健診、妊娠期からの一貫したむし歯予防対策を実施します。</p> <p>保護者への育児相談・育児教室を開催し乳幼児の育児に必要な知識の普及を行うとともに、保護者の持つ育児上の悩みや不安への支援を行います。</p> <p>療育相談等が必要な乳幼児のフォロー体制の充実をはかり、必要な支援が得られるよう関係機関との連携を図ります。</p>	福祉課

(3) 食育の推進

家庭や保育施設、学校、地域などが連携しながら、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

＜具体的な施策＞

事業名	施策内容	担当課
①食育事業の充実	<p>真室川町食育推進計画に基づき、関係機関が相互に連携、協力を図りながら、食生活の知識・技術の習得、食文化の伝承を促進し、「食」を通じて子どもの健やかな成長を支援します。</p> <p>乳幼児の食育として、離乳食教室の開催、各乳幼児健診時における時期に合わせた食生活・食事内容についての情報を保護者に伝えていきます。</p> <p>保育所・こども園の保育活動の中で、畑で野菜を育て調理するなど「命の食育」を学ぶ機会を設けます。</p> <p>小中学校では各校の食に関する指導計画に基づき、心を育む給食週間の設定や給食を通して児童生徒が特有の風土で培われた食文化や農作物を作ってくれる人たちへの感謝の心を育むような指導を行います。</p>	農林課 福祉課 教育課

基本目標3

子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

【現状と課題】

社会情勢が大きく変化するなかで子どもが大人になったときに、自ら学び考え行動する「生きる力」を育むことが重要です。学校と地域の協働で実状に応じた、子ども一人ひとりに適したきめ細やかな指導を充実し、学校の活性化を推進することが大切です。

核家族の進行や共働き家庭の増加は、子どもと保護者の触れ合う時間の減少や家庭で子どもを教育する時間の減少が懸念されます。

家庭教育は、子どもの教育の出発点であり、基本的な倫理観や社会的マナー、自制心などを育むうえで非常に重要なことから、保護者へ家庭での教育に関する重要性について広報などによる意識の醸成に取り組むことが重要です。

また、価値観の多様化が進み、子育て家庭と近隣住民などとの関係が希薄化し、地域住民が子育てに関わる機会が減少してきています。子どもを地域社会全体で育む観点から、子育て家庭・地域・学校が連携し、地域全体で子育てに取り組む仕組みづくりが重要です。

(1) 心豊かでいのち輝く真室川っ子の育成に向けた学校の教育環境等の整備

<具体的な施策>

事業名	施策内容	担当課
①いのちを大切に した教育の推進	「いのち」を尊重する心の醸成を図るために、道徳教育を充実させるとともに総合的な学習の時間等に栽培活動等を直接体験する機会の設定など教育課程全体を通じた指導の充実に努めます。 また、心と体は密接な繋がりがあることから、体づくりの基礎となる食育指導や地産地消給食等の充実と推進に努めます。 困り感等を抱えた児童生徒、教職員に対して適切な対応が必要なことから、教育相談機能を充実させます。	農林課 教育課 福祉課
②「まなびの力」の育成	探究型学習の推進、多様な学習形態の工夫、効果的な教員研修の充実、こ保小中連携教育の実践、読書活動等の推進に努め、自ら考え、学び、判断し、行動しようとする子どもの育成を図ります。	福祉課 教育課

事業名	施策内容	担当課
③「かかわり」を大切に した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・真室川の豊かな自然、歴史、文化、人などを活用した探究的な学びや体験活動の充実に努めます。 ・外国語活動・英語教育等の充実、小中連携・小小連携の推進に努めます。 	教育課
④一人ひとりの子どもの ニーズに対応した教育 の推進	<p>個々の特性に応じた指導法と支援の充実に努めるため、特別支援教育体制の充実、学習指導員・学習支援員の適切な配置と活用に努めます。</p> <p>特別支援教育研修会を実施して、子ども一人ひとりに適した指導の充実に努めます。</p> <p>また、専門の関係機関との連携を図り、特別な支援を要する子どもの継続的な支援の充実に努めます。</p>	福祉課 教育課
⑤活力のある信頼される 学校の創造	<p>信頼される学校づくりを進めるため、地域の学校づくりを推進して、地域の人たちと交流する学びの場の充実に努めます。</p> <p>また、より良い学校経営を行うため学校評価活動の推進と経営の改善に努めます。</p>	教育課

(2) 家庭の教育力の向上と青少年の社会力の育成をめざした環境づくり

<具体的な施策>

事業名	施策内容	担当課
①家庭の教育力の向上と 青少年の社会力の育成 をめざした環境づくり	<p>家庭の教育力の向上のためには、地域全体の教育力の向上を図る必要があります。テレビ、ゲーム、インターネット等の望ましいメディア利用も含め、補助事業なども活用しながら、地域全体の教育力の向上に資する事業を展開します。</p> <p>また、青少年の社会力の育成を図るため、「えんにち」、「子ども伝承祭」などの事業を通して青少年の社会参加の機会を提供するなど、青少年育成団体への支援と青少年の社会力の育成に取り組めます。</p>	教育課

基本目標4

子育てを支援する生活環境づくり

【現状と課題】

我が国では女性の社会進出が進み、子育て家庭の共働きが増加しています。

近年、育児休業・介護休業制度などが導入され、利用する人は年々増加してきています。しかし、経済状況などの悪化にともなって、企業の経営基盤が不安定となり、育児休業を取りにくいことや理解を得ることが難しいことなどが課題となっています。

また、我が国では、平成不況により、若者の契約社員などに代表される雇用形態の不安定化により、結婚や家族を持つことに不安を抱えてしまうなど、晩婚化・少子化が急速に進む要因となっています。このような状況を改善するためには、町民や事業主などに仕事と家庭・子育てを両立（ワーク・ライフ・バランス）するための意識の醸成に取り組むことが重要です。

仕事と結婚・子育ての調和を図るため、事業主などに育児・介護休業制度の周知を図るとともに、国・県・関係機関と連携を図りながら、仕事と結婚・子育てを両立できる環境づくりを推進することが大切です。

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

ニーズ調査結果から、育児休業の取得状況を見ると、「取得した（取得中である）」が就学前児童の母親で45.9%（前回29.1%）、小学校児童の母親では24.7%（前回18.1%）となっています。5年前より取得率は改善してきています。

取得していない理由では、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が、就学前児童の母親で39.6%、小学校児童の母親では29.1%と多くを占めています。このことから、女性が仕事と育児を両立させるためには、今後も企業をはじめ働きやすい環境整備が求められています。

また、父親の育児休業を「取得した（取得中である）」割合は、就学前児童の父親で0.4%、小学校児童の父親では0.7%と極めて低い割合になっています。

<具体的な施策>

事業名	施策内容	担当課
①子育てと仕事が両立できる環境づくりの推進	真室川町男女共同参画計画に基づき、子育てと仕事が両立できる環境づくりを推進し、ワーク・ライフ・バランスに向けた情報提供や啓発活動に取り組みます。	企画課 福祉課 教育課

(2) 交通事故防止のための実践

＜具体的な施策＞

事業名	施策内容	担当課
①交通安全の啓発	交通事故を防止するため、保育所やこども園、小学校等で行う交通安全専門指導員による交通安全教室について、警察や交通安全協会等の関係機関と連携し、継続的に実施します。	町民課 教育課

(3) 地域全体での防犯・防災の取り組み

＜具体的な施策＞

事業名	施策内容	担当課
①防犯・防災の取り組み	地域全体での防犯・防災対策として、防犯に関する情報提供による防犯意識の高揚、防災訓練、防犯訓練等を行います。また、青少年育成関係団体の協力を得ながら、街頭指導や、巡回指導など、犯罪の抑止に努めます。	総務課 教育課

第5章 子ども・子育て支援事業

● この章の概略 ●

	<p>1. 教育・保育提供区域の設定</p> <p>◇ 児童数や施設の規模、現在の教育・保育の利用状況等を勘案して、真室川町全域を1つの区域として定めます。</p>
<p>2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保</p> <p>◇ 幼稚園、認定こども園、保育所、その他の、教育・保育の量の見込みと提供体制について計画します。</p>	
	<p>3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保</p> <p>◇ 時間外（延長）保育事業</p> <p>◇ 放課後児童健全育成事業</p> <p>◇ 地域子育て支援拠点事業</p> <p>◇ 妊婦健診 ほか について計画します。</p>
<p>4. 教育・保育の一体的提供の推進</p> <p>◇ 保育から学校教育へのスムーズな移行を図るため、幼・保・小の連携した事業実施について取り組んでいきます。</p>	
	<p>5. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上について</p> <p>◇ 外国につながる幼児への支援・配慮</p> <p>◇ ・幼児教育・保育等の質の確保及び向上</p>
<p>6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保</p> <p>◇ 公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性に配慮します</p>	

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

教育・保育提供区域の考え方は、次のとおりです。

- ①地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分ごと、又は事業ごとに設定することができる。

本町では、区域内の児童数や施設の規模、現在の教育・保育の利用状況等を勘案して、町全域を1つの区域として定めることとします。

2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、教育・保育提供区域ごとに教育・保育事業の「量の見込み」や「確保の内容」を定めることとしています。本町では、平成31年1月に実施したニーズ調査の結果や利用状況の推移等を考慮して、事業ごとに各年度4月1日現在の各年度の量の見込み（推計利用者数）と確保の内容（目標として確保する供給量）についてまとめました。

【教育・保育事業】

	対象事業		認定区分	対象児童年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園、認定こども園	1号認定	3～5歳
2	保育認定① (共働きで幼稚園利用のみの家庭)	幼稚園	2号認定	3～5歳
	保育認定②	保育所、認定こども園		3～5歳
3	保育認定③	保育所、認定こども園、 小規模保育施設	3号認定	0歳、1・2歳

(1) 幼児期の教育

① 1号認定

(単位：人)

3～5歳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		8	8	7	6	5
確保の内容	認定こども園	15	15	10	10	10

②2号認定

(単位：人)

3～5歳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1	1	0	0	0
確保の内容	幼稚園	1	1	0	0	0

(2) 幼児期の保育

①2号認定

(単位：人)

3～5歳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		137	133	111	97	94
確保の内容	認定こども園及び保育所	150	151	121	111	111

②3号認定

(単位：人)

0歳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		6	7	7	7	6
②確保の内容	認定こども園及び保育所	7	6	6	6	6
	小規模保育施設	4	4	4	4	4
	②-①	5	3	3	3	4

(単位：人)

1～2歳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		52	50	51	54	53
②確保の内容	認定こども園及び保育所	55	48	48	48	46
	小規模保育施設	8	8	8	8	8
	②-①	11	6	5	2	1

企業主導型保育施設については、地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定子ども及び3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えないとされましたが、本町では該当が無い見込みです。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保の内容」を定めることとしています。本町では、平成31年1月に実施したニーズ調査の結果や利用状況の推移等を考慮して、事業ごとに各年度の量の見込み（推計利用者数）と確保の内容（目標として確保する供給量）についてまとめました。

【地域子ども・子育て支援事業】

	対象事業	対象児童年齢
1	時間外保育（延長保育）	0歳～5歳
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校1～3年生、小学校4～6年生
3	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）	0歳～18歳
4	地域子育て支援拠点事業	0歳～5歳
5	一時預かり事業 ・幼稚園型 ・幼稚園型以外	3歳～5歳 0歳～5歳
6	病児・病後児保育事業	0歳～小学校3年生
7	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	生後3か月～小学校6年生
8	利用者支援事業（母子保健型）	0歳～5歳のいる世帯を中心に
9	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
10	養育訪問事業	
11	妊婦健康診査	

（1）時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労時間や就労形態に対応し、保育所やこども園で通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		2,500	2,500	2,200	2,000	1,900
確保の内容	認定こども園 及び保育所	2,500	2,500	2,200	2,000	1,900

（2）放課後児童健全育成事業

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない小学生に、学校の余裕教室等で放課後や長期休業期間中に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

（単位：人）

1～3年生		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		50	50	45	40	36
確保の内容	学童クラブ	50	50	45	40	36

(単位：人)

4～6年生		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		30	29	35	34	32
確保の内容	学童クラブ	30	29	35	34	32

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の様々な理由（疾病、冠婚葬祭、育児疲れの解消等）の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設において一時的に養育する預かり事業です。

(単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		14	14	14	14	14
確保の内容	児童養護施設 (委託事業)	14	14	14	14	14

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子等が集い、交流するとともに、育児相談や子育てに関する情報提供を行う事業です。

(単位：人回/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,344	1,356	1,308	1,236	1,188
確保の内容	町(直営)	1,344	1,356	1,308	1,236	1,188

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園型

認定こども園・幼稚園等の在園児を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に当該こども園等で教育（保育）する事業です。

(単位：人回/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		320	320	120	120	120
確保の内容	認定こども園 及び幼稚園	320	320	120	120	120

②幼稚園型以外

認定こども園や保育所等に入所していない子どもを対象とし、保護者の事情により一時的に子どもを預けることができる事業です。

(単位：人回／年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		48	48	48	48	48
確保の内容	認定こども園及び保育所等	48	48	48	48	48

(6) 病児・病後保育事業

病氣中または、病氣回復期で子どもを家庭で保育できない場合に、看護師、保育士がいる専用の施設等で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

当町では広域利用を実施しています。

(単位：人日／年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		10	10	10	10	10
確保の方策	広域利用連携	10	10	10	10	10

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

一時預かり等の援助を希望する方と援助を行いたい人方が会員となり、相互に援助しあう事業です。現在、当町ではファミリー・サポート・センター事業の実施はなく、町外の事業所について情報提供を行っています。今後、直営の事業実施を検討します。

(単位：人日／年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		6	6	6	6	6
確保の方策	実施事業所との連携	6	6	6	6	6

(8) 利用者支援事業（母子保健型）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを設置し、保健師が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、関係機関と連携しながら継続的に状況把握・支援を行っていく事業です。

(単位：か所)

0～5歳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1	1	1	1	1
確保の方策	町（直営）	1	1	1	1	1

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師が訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児・保護者の心身の状況や養育環境の把握を行う事業です。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		37	35	35	35	35
確保の内容	保健師による訪問	37	35	35	35	35

(10) 養育訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行う事業です。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1	1	1	1	1
確保の内容	保健師による訪問	1	1	1	1	1

(11) 妊婦健診事業

妊婦を対象に妊娠期間中の定期的健康診査に係る費用の助成及び受診を勧奨し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業です。

(単位：回)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		350	340	340	340	340
確保の内容	受診回数	350	340	340	340	340

4. 教育・保育の一体的提供の推進

町には、平成21年度に認定こども園のたんぼぼこども園、平成27年度には小規模保育施設のキッズハウスが整備されていますが、0歳児から2歳児の保育ニーズが増加していることを踏まえ、受入れ枠を増やすため、平成29年度に認定こども園の改修を行いました。保護者や地域社会の多様なニーズに柔軟に応えることが出来るよう、各種関係機関との連携を深め、今後さらに効果的な子育て支援事業が展開できるように努めていく必要があります。

平成30年度に策定した町教育振興計画に基づき、認定こども園・保育所・小学校・中学校による教育の推進を行うため、保育の質の向上のための研修会を町内のこども園や保育所、小学校の参加で取り組んでおり、今後ともスムーズな接続に繋げるため、こ・保・小・中の積極的な取り組みができるよう情報交換や合同研修会を充実させ、乳・幼児期における発育・発達の各段階に応じた質の高い教育・保育が提供できるよう体制を確保します。

5. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上について

幼児教育・保育の質の確保・向上の取組はますます重要となっていることから、町子ども・子育て会議の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた質の向上施策を検討した上で、次のような取り組みを進めます。

①保育所・認定こども園と小学校との円滑な接続の推進

保育所・認定こども園と小学校との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動、保育士等と小学校教員との合同研修会の開催、保育士等による小学校の授業参観、小学校教員による教育・保育施設の保育参観等、接続を意識した取り組みを実施します。

②保育士等に対する研修の充実等による資質向上

保育士等の資質及び専門性の向上を図るため、各職階・役割に応じた研修（園長、中堅、初任者向けなど）、町内各施設合同研修、分野別研修（特別支援教育、保育実践、子育ての支援、食育・アレルギー対応など）を充実させ、一人一人の資質向上に努めます。

また、町の統一した就学前教育・保育課程の実践を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する者を派遣し、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行うよう努めます。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性に配慮するよう努めます。

**第6章 新・放課後子ども総合プラン
に基づく真室川町行動計画**

1. 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化や保護者の働き方の多様化、パソコンやスマートフォンの普及などに加え、子どもたちが被害者となる犯罪やいじめが後を絶たないこと、安全に遊べる場所の減少などにより、子どもたちの放課後等の過ごし方を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中で、次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、放課後等の時間を安全・安心に楽しく学び、遊べる環境を確保することが求められています。

2. 新・放課後子ども総合プラン

国は「新・放課後子ども総合プラン（平成31年度～平成35年度）」（以下「総合プラン」という。）において、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるとしています。

また、「総合プラン」では、市町村は全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備していくための市町村行動計画を策定することとされています。

3. 計画策定の趣旨

このような状況のもと、「(第一期)真室川町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」とともに策定した「放課後子ども総合プランに基づく真室川町行動計画（平成27年度～平成31年度）」については更新時期を迎えました。

このため、「総合プラン」に沿って、真室川町の実情を踏まえ、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動が行えるよう、総合的な放課後児童対策を本計画に盛り込み、放課後児童対策の充実を図っていきます。

4. 計画の期間

令和2年度～令和5年度までの4年間とします。

「総合プラン」については、計画期間が平成31年度～平成35年度としているため、国のプランとの整合を図るため、本町の計画期間は上記の4年間とします。

5. 現状と確保事業量

※計画年度を令和5年度までとするため、令和6年度分の記載は参考数値とします。

(1) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や週末等に小学校の余裕教室、公民館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

【取り組み状況】

(単位：人)

実施主体	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
教育課	学童クラブ数	3	3	3	3	3
	登録児童数	57	65	78	90	87
	延べ利用児童数	4,773	6,775	7,861	8,711	8,127

【量の見込みと確保の内容】－再掲－

(単位：人)

1～3年生		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(令和6年度)
実施施設数		3	3	3	3	3
量の見込み		50	50	45	40	36
確保の内容	学童クラブ	50	50	45	40	36

(単位：人)

4～6年生		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(令和6年度)
実施施設数		3	3	3	3	3
量の見込み		30	29	35	34	32
確保の内容	学童クラブ	30	29	35	34	32

(2) 放課後子ども教室

放課後の子どもたちが活動する場を設け、スポーツ・文化活動・地域住民との交流活動等の実施により、子どもを地域社会の中で、心豊かに健やかに育みます。

【取り組み状況】

(単位：人)

実施主体	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
教育課	実施施設数	1	1	1	1	1
	参加延べ人数	975	1,160	1,404	1,122	1,320

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(令和6年度)
実施施設数		1	1	1	1	1
量の見込み(延べ人数)		1,250	1,250	1,300	1,300	1,300
確保の内容	町内放課後子ども教室	1,250	1,250	1,300	1,300	1,300

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体型事業、連携型事業

【取り組み状況】

(単位：施設)

実施施設/年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一体型実施施設数	0	0	0	0	0
連携型実施施設数	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保の内容】

(単位：施設)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(令和6年度)
一体型事業	量の見込み	0	1	1	1	1
	確保の内容	0	1	1	1	1
連携型事業	量の見込み	1	0	0	0	0
	確保の内容	1	0	0	0	0

6. 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携・協力体制の推進

放課後児童クラブについて教育委員会所管とし、学校関係者、福祉関係者、地域関係者と協議する会議を持ち、全ての児童が有効に活用できる体制構築を目指します。

7. 一体型事業実施学区及び具体的な方策

今後、放課後及び休日に小学校活動で使用していない教室、体育館等を活用し、一体型での両事業実施を目指します。

【具体的な方策】

同一小学校内での放課後児童クラブと放課後子ども教室の共通プログラムの実施

8. 児童の安全・安心な居場所の環境整備

放課後児童クラブ、放課後子ども教室の教室のニーズが満たされるよう、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごせる居場所の環境整備を推進します。

現状の体制を維持しつつ、潜在ニーズが顕著化した場合等には、小学校余裕教室や公共施設等を活用した放課後児童クラブ、放課後子ども教室の新設や統廃合など環境整備の充実を図ります。

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制及び進捗管理

計画の推進にあたっては、認定こども園・小規模保育施設等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業等の関係機関や地域と連携を図りながら、様々な意見を聞きながら取り組みます。また、毎年度計画の進捗状況の確認を行い、真室川町子ども・子育て会議において評価を実施します。

加えて、真室川町子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直しや改善を図ります。

2. 計画の周知及び広報活動

計画については、町広報紙やホームページ等を活用して広く周知を図ります。

資料

1. 計画の策定体制

令和元年度真室川町子ども・子育て会議委員

No.	役職	氏名	備考
1	会長	斎藤 秀二	山形県家庭教育アドバイザー
2	副会長	小松 功	青少年指導委員 青少年育成推進委員代表
3	委員	高橋 良一	主任民生児童委員
4	委員	柿崎 隆志	社会福祉協議会常務理事
5	委員	安食 さおり	(福) 真室川こども園 園長
6	委員	佐藤 令子	子育て応援団「あんよ」会長
7	委員	土田 いづみ	(特非) キッズハウス 園長
8	委員	佐藤 広大	たんぽぽこども園保護者会 会長
9	委員	佐藤 誓子	町PTA連協 母親委員長
10	委員	鮭延 亜由美	たんぽぽこども園保護者 (公募)

第二期真室川町子ども・子育て支援事業計画
発行日●令和2年3月
発行者●真室川町教育課・福祉課